

第百九十六回国
参議院法務委員会會議録第十五号

平成三十年六月七日(木曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

六月六日
辞任

高野光二郎君

補欠選任

岡田 直樹君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石川 博崇君

中西 健治君

山田 宏君

若松 謙維君

有田 芳生君

委員

岡田 直樹君

福岡 資麿君

丸山 和也君

元榮太一郎君

柳本 卓治君

山谷えり子君

櫻井 充君

小川 敏夫君

仁比 聡平君

石井 苗子君

糸数 慶子君

山口 和之君

事務局側

常任委員会専門員

青木勢津子君

参考人

日本体育大学
柏高等学校校長

氷海 正行君

京都産業大学
法学部教授

坂東 俊矢君

弁護士
中央大学法科大学
学院教授
弁護 土 遠山信一郎君
竹下 博將君

本日の会議に付した案件

○民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川博崇君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、高野光二郎君が委員を辞任され、その補欠として岡田直樹君が選任されました。

○委員長(石川博崇君) 民法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、四名の参考人から御意見を伺います。

本日御出席いただいております参考人は、日本体育大学柏高等学校校長氷海正行君、京都産業大学法学部教授坂東俊矢君、弁護士・中央大学法科大学院教授遠山信一郎君及び弁護士竹下博將君でございます。

四名の先生方、本日は、大変御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚ない御意見を賜り、今後の審査の参考といたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事の進め方について申し上げます。

まず、氷海参考人、坂東参考人、遠山参考人、竹下参考人の順にお一人十五分程度で御意見をお述べいただきます。その後、各委員からの質疑にお答えいただきますと存じます。

なお、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございます。御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が一人十五分と限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、氷海参考人からお願いいたします。

○参考人(氷海正行君) おはようございます。日本体育大学柏高等学校の校長の氷海でございます。

私は、今日まで高校にずっと勤務しております。約四十六年間、高校生をずっと見てまいりました。最初、スタートが昭和四十七年でスタートしております。千葉県公立高校をスタートで、今現在、私学の校長として三年目を迎えております。

私の方からの話は、その現場での高校生を見ておりますので、今の高校生の状況だとか変化、以前からどう変化しているかというような点をお話をさせていただきます。

それから、成人が十八に引き下げられることにつきまして、私は賛成であります。理由としては、若者が早く自覚を持って社会に参画するということを常日頃希望しております。そして、今の高校生も十分それに堪える資質を持っていると思っております。そういうことから、私は賛成の立場であります。そして、高校というところは、十八歳が今九五%以上高校に来ておりますので、そういう点からすると、十八歳をどこで見てもいくかというところは、高校というところが大きな役割を果たすのではないかと思っております。そういう点で、今の高校生につきましてお話をさせていただきます。

高校というのは、義務教育と高校、大学という

区分けがありますが、教育の研究者の方々の研究はほとんど義務教育を中心にしておりまして、あと、大学は研究機関も兼ね備えておると。この高校というところが意外と、高校生とはどういうものかという研究というのは余りないのであります。現場の高校の関係者が語るというのがほとんどでありまして、ここところが今、高校が言ってみれば義務と大学の中に挟まれていて、どういうような状態なのかということが余り社会には知られない。

よく知られるのが、スポーツを通してであります。例えば、夏にある甲子園の球児、そして今盛んにやっておりますが、卓球の女子のオリンピック選手、これも高校生中心ということで、スポーツの世界では、高校生とはよく社会に見えていたけるものとしてあります。そして、もう一つ社会で出てくるのが難関大学への進学校、これもよくマスコミに取り上げられるところであります。

ここに共通しているところは、ある環境を与えると大きく変化するということです。オリンピック選手も、指導者と出会い、環境を与えられることによってオリンピックで活躍するまでになる。野球も、指導者がいて環境を与えると、すぐプロで使えるような選手にもなる。それから、難関大学を希望している生徒、学力の高い生徒は、やはりその高いレベルの高校に入学をしたがる。これは全て、高校生としまして、自然に環境を求めているということなんです。その環境に行くことによって自分とは変われるという、本能的にそういう意識がありますので、そこに集まってくるという現象があります。したがって、十六から十八の青年は、すばらしい環境を与えれば大きく変化をする、これが私の四十六年間の仕事をしています。

したがって、成人年齢が十八になった場合

には、私の予測ですけれども、かなり自覚をしつかり持てる十八になると私は思っております。やはり、その環境を与えることによって子供たちは大きく変化をしていきます。

それから、先ほどお話ししましたように、十八歳はほとんど今、日本では高校に通っておりますので、その中で、高校という機能を使って子供たちを、成人としての心構えとか、そういう教育の機会が与えられると思います。

今、選挙権が十八になりました。本校でもそうですけれども、学校教育の中でそれについての教育を特別にしております。学校は非常にそういうことがやりやすい環境ですので、今ですと、二十歳ということになりますと、大学生が就職している。特に、成人としての心構えだとか、そういうものを教えている機関は私はないと思っておりますが、自分で自覚していくと。しかし、十八にもしか下がりますと、学校という機関で、やはり成人としての心構え、そういうものをしっかりと指導できる機会が与えられると思います。そういうことによつて、日本の成人のスタート、それが非常に質の高い形で得られるのではないかと私は考えております。そういうことの中から、私が四十六年間高校生を見ていまして、十分、十八歳、大丈夫だと思えます。

それから、日本では、特に高校とか中学とか分けますが、私、スポーツをずっとやっております。昭和四十七年のミュンヘン・オリンピックのハンドボール競技で、日本代表として参加をした経験もあります。したがって、スポーツの世界でアジア大会、世界大会を見ますと、学校別というのは日本だけでして、年齢別です。最近も、第三回になりますが、青少年のオリンピックがIOCでつくられて、今年十月に三回目を迎えられます。それも十四歳から十八歳までという年齢です。そういう形でカテゴリーが年齢で分かれる。今日日本で行われているサッカーも、アンダー18とかアンダー23だとか、そういう形で、スポーツの世界では年齢で分けます。そして、この十八とい

うのが一つのラインでありまして、十八のラインというのがスポーツの世界ではよくそこで区切られます。そういうことの中から、世界でも十八というのはかなりポイントとして見られていて私は思います。

そういうことで、十八歳から成人年齢、私はすばらしいことだと考えております。そういうことで、今の高校生、限りなく可能性が環境と与えれば必ず大きく伸びると思います。そういうことの中から、私は、十八歳成人、大賛成でございます。

以上でございます。

○委員長(石川博崇君) ありがとうございます。次に、坂東参考人をお願いいたします。坂東参考人。

○参考人(坂東俊矢君) 京都産業大学で民法と消費者法を教えております坂東と申します。本日はこのような場所で見聞を述べさせていただく機会をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、成年年齢の十八歳への引下げが議論がされております。なるほど、成年年齢を幾つにすべきかということは、法理論的に定まるものではありません。国民の意識によつてその判断をすべき事項であります。ただ、その判断をするについては、民法の未成年者保護法理がどのような意味を持つてきたかということについての共通の理解を言わば国民が持つていくことが不可欠であるというふうに私は考えています。したがって、私は、慎重な御検討をお願いしたいという立場でございます。

まず第一に、未成年者に関する規定は、一八九六年の民法の制定時から現在に至るまで同じ形で規定をされております。ただ、こうした規定は、すなわち対等平等な人の例外を規定した近代私法の考え方は、我が国固有のものでももちろんなく、近代法を有している各国に共通して規定されているものであります。

なぜ未成年者を対等平等な人の例外として保護

したのか。その基本的な視座は、市民社会のしつかりとした担い手を育てるために、取消し権の行使をも含めて未成年者の保護が不可欠であると考えられたからであります。

龍谷大学の川角先生は論文で、未成年者保護とは、市民法にとつて、担い手を絶えず生み出していくために市民一人一人がその体に刻み込み、尊重すべきところの第一義的な法的価値基準であると述べておられます。私は、そのことをお互いさまの法理だと考えております。この部屋におられる全ての先生も含めて、全ての方が未成年者であつたという経験をしています。現在の法律制度の中で保護をされ、大人になつてきたわけであり

ます。

どのような市民法としての価値をどうした形で実現をしていくかという課題は、若者に課せられた課題ではありません。既に成人となつた大人である私どもに向けられた課題であります。より直截的に言えば、私たちは本当に取引と契約に関する場面で十八歳の若者を大人として迎え入れる覚悟と制度的な準備ができていくのかということが問われていると思います。

先ほど先生からもお話がありましたが、高校三年生の生徒さんの中に成年と未成年者が混在することになります。高校三年生でも、親の同意とは関係なく、バイクを買ったりクレジットカードを持つていくことができるようになります。そうした現実には私たちは対処できるだけの覚悟と準備ができていくのかということが問われているのだと思ひます。

二つ目は、若者の契約に関する消費者被害の救済と被害防止としての意味であります。これは、もう既に多くの参考人も、あるいは国会の場でも大きな議論がされていると思ひますので繰り返しをしません。

しかし、さきにも述べたように、民法の未成年者の規定が一八九六年に制定されました。その当時には、消費者問題ということが意識されていませんでした。というのも、契約に関する消費者被害が社会問題になつたのは、マルチや訪問販売に

よる契約被害が顕在化した一九七〇年代になつてからであります。その画期となつた判決として、茨木簡易裁判所の昭和六十年十二月二十日判決があります。

この事件は、いわゆるキャッチセールスで十六万円余りの代金の化粧品等を月一万四千円の十二回払いで購入した十八歳の仕事をしている女性が、親権者の同意がなかったとして取消し権の主張をしたものであります。この事件では、販売業者とクレジット会社は、働くことに親の同意を得ている十八歳の女性であれば、十六万円の化粧品代あるいは月一万四千円の支払は、処分を許された財産の範囲内であるというふうに主張をされました。裁判所はその主張を否定しました。クレジット契約は、御存じのように、一度でも支払が遅れると期限の利益を喪失して全額の支払義務が生じます。したがつて、未成年者の処分ができる財産の額をクレジットの分割の金額で判断するのは適切ではないというふうに判断したからであります。そして、この女性が月々七ないし八万円の取り得ていたという事実を認定して、十六万円余りの化粧品という金額は、処分を許された財産としては高額に過ぎると裁判所は判決をいたしました。

実はこの当時、クレジットカードは、十八以上の未成年者であっても、親の同意なく作ることができるという現実がありました。その結果、十八歳を超える未成年者に対して高額な商品が分割払の形式で売られ、消費生活センターの現場でも、それを未成年者取消し権、親の同意がないということとを理由として未成年者取消し権で取り消すことが可能なかどうかという点について迷いがありました。この判決は、こうした現状に対する警鐘となり、結果的に、未成年者取消し権を典型とする民法の未成年者法理に、消費者保護としての意義、機能があることを明らかにすることになりました。

こうした経緯、つまり、時に取引の現場は、未

成年者保護法理との緊張関係を生じさせるような現実を生み出してしまふということがこの判決の在り方からは御理解をいただけるのではないかなと思ひます。成年年齢を十八歳に引下げを考慮する際に、こうした取引の現実をどのように評価するかということについて、私たちはきちんとして整理が必要なのだと思います。

三つ目に、いや、実は、未成年者の民法の法理の中には未成年者が徐々に大人になっていくについての段階的な準備が組み込まれていて、それが実はかなり有効に機能しているということをお話ししたいと思ひます。

釈迦に説法で恐縮ですが、民法は、未成年者であっても、法定代理人、多くの場合は親ですが、親の同意を得なくても契約ができる場合を定めています。その中でも、第五条三項の、法定代理人によって事前に処分を許された財産に関する規定がとても重要だと思います。

私は、講義で学生たちに、この例として、小遣いとか仕送りとかは、個々の契約をするについて親の個別の同意を得なくても契約をすることができると説明をします。考えてみたら当たり前で、私の大学にも、一回生、二回生、十八歳、十九歳の学生たちがいますが、コンビニで弁当買ったりお茶を買ったりするときに、携帯電話を取り出して、お父さん、今から同意してくるなんという姿を見たことはありません。それはなぜか。そういった契約は、未成年者であっても小遣いの範囲内で自由にできると民法が決めているからです。まず、未成年者の年齢というのは、出生から二十歳まで、非常に幅が広いのです。

生まれた赤ちゃんから恐らく六歳くらいまでは民法上の意思能力が認められませんが、単独で契約をすることというのは考えられません。しかし、小学校になれば、小学生になれば、親からお小遣いをもらいます。そのお小遣いで、例えばおやつを買ったり、小学校の高学年になったら恐らく文房具を買ったり、そういった契約を自分でできるように思ひます。中学生しかりです。高

校になったら、日常で自分が着るTシャツやそういったものぐらひは、洋服ぐらひは恐らく親の同意なく契約の締結をしているはずだと思います。そして、そのことを民法は認めているんです。

高校を卒業する十八歳という年齢は、とても画期的な年齢です。先ほど先生のお話にもありました。働く方もいるでしょう、大学に進学する方もいるでしょう。働くためには雇用契約という契約を締結しなければなりません。学生になって京都に来るときには、多くの学生が京都に来てくれますが、下宿をしなきゃいけません。賃貸借契約という契約を締結するわけです。先ほどまでお話をした、高校生として契約を締結するという経験と、十八歳になって働いたり、あるいは下宿をしたり、そういったことで経験する契約は質的に大きく違います。大学に入學が決まった学生たちが親とともに京都にやってきて下宿を探し、親とともに契約を締結します。そのことは、私から見ても自然なことだと思います。

その学生たちが二年間大学で学びます。学生課でいろんな話を聞くでしょうね。先輩の下宿に行つて相場観を知るかもしれません。いや、就活のためには京都のどの辺りに住んでいた方がいいよねという話を自分で判断できるようにになります。言わば、十八歳から二十歳までの間に、大人になる、徐々に大人になっていくというステップが組み込まれているんです。最終のレッスンの時間として、この二年間、学生たちは大きく成長すると思ひます。

未成年者は、なるほど、例えば、借金をしたり高額な商品や投資的取引を契約したりすることについての自己決定権は制限されています。でも、少なくとも、その学生たちが、日常的な取引についての権限は、その年齢に対応して、その意味を学びながら締結できることになっています。言わば、民法の仕組みの中に、自己決定を練習して積み重ねながらゆつくりと大人になっていくことが準備されているのです。そして、その仕組みは、私はとても有効に機能していると考えています。

もちろん、私は、成年年齢をどうするかという問題は国民の判断だと一番最初に申し上げました。十八歳にするということ自体を否定しているわけではありません。しかし、そのためには、今ある民法の規定の適切な評価をした上で、それに関する国民の意識がきちんと整理された段階で物事の準備を進めるべきであるというふうに考えています。

小児科医で、九州大学の先生をしている佐藤先生という人が、「大学で大人気の先生が語る『失敗』『挑戦』『成長』の自立学」という若い世代に向けた本を書いておられます。その先生が、大人として自立するためにはまず自らが努力しなければならぬとした上で、そのためにはすてきな大人を探しなさいと提案をされています。そして、大学生になると、尊敬する人という質問に対する答えが一挙に広がるというふうにも書いておられます。

未成年者に対する保護法理は、その理論的な意味からも、その法理に組み込まれた徐々に大人になる仕組みという具体化の観点からも適切に機能しています。そして、それは、社会と国民に受け入れられています。成年年齢の改定に当たっては、こうした点に対する慎重な御検討を心からお願いしたいというふうに思ひます。

良識の府としての参議院での丁寧な御議論を期待して、私の発言を終わります。ありがとうございます。

○委員長(石川博崇君) ありがとうございます。次に、遠山参考人をお願いいたします。遠山参考人。

○参考人(遠山信一郎君) おはようございます。お手元にある私が作りました参考人陳述骨子に従つて陳述させていただきます。

まず、済みませんが、図一、負のスパイラルという図解をちょっと見ていただきたいと思います。成年年齢引下げによる子供に対する悪影響とい

うものについて、マイナス、負のスパイラルがあるんじゃないかということで図解をしてみました。真ん中の下辺りから、離婚後の一人親家庭の困窮化というところから、児童虐待の要因、それから子供の教育機会の喪失、ワーキングプア化というふうな記述がありますが、これは我が国の深刻な現実だというふうに私は考えています。

この離婚後の一人親家庭の困窮化に対して、図でいうところから、成年年齢の引下げ、離婚後の養育費の支払終期の繰上げ、それから養育費支払総額の減少という形で影響がマイナスに働くのではないかと考えております。この養育費支払総額の減少については、現実というよりは、現実性が極めて高い危機的な状況であるというふうに私は認識しております。

今、政府の方は、一人親家庭の支援については、子育て・生活支援策、それから就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の四本柱を提示しています。ということは、養育費自体が国策、政府の政策の中の柱の一つになっているという状況なのですが、離婚の際の養育費については、取り決めていない、取り決めても低額、取り決めても支払わないという課題が、実に私が若い頃から、つまり新人の弁護士さんの頃から未解決で、そして山積み状態にあります。ということは、成人年齢の引下げは、そのまま今の脆弱な養育費が更に少なくなることが危惧されるということでございます。

済みませんが、お手元にある図二を見てくださ

い。この養育費の支払義務の終期については、理屈が結構ややこしい話になります。つまり、成年年齢という形式と成熟年齢という実質が別物なのですが、これは理屈上そうなっているんですが、残念ながら、国民の意識というが実務は、どうしてもこの終期を形式的な年齢の方に傾きます。理由を述べると長くなりますので述べませんが、現実の主流は、今二十歳が主流だと思ひます。これが、成年年齢が十八になれば、まず、ほぼ間違い

弁護士の方の資料、こちら、百十二ページの方なんです、この百十二ページの下の方に書かれているかと思うんですけども、実務では、未成年の子を一応未成年熟子として扱うというふうな

なっているんですね。これをもう少し説明しますと、未成年者であるということになれば、実際に働いているといったそういう事情がない限りはもう未成年者として取り扱おうということになりますし、逆に、もう成年に達しているということになりますと、これは、養育費の支払を受けなければならぬ特別な事情がない限りはこれはもう対象ではないんだと、養育費の支払を受ける対象ではないんだというふうに取り扱われると、そういう意味になるかと思っています。

今年に入って、ある裁判官が次のように話していました。大学に行っているというだけでは、成年に達した子供について未成年者として判断することはできないと。つまり、大学に行っているだけでは、それだけでは養育費を支払うかどうかは分からないので、もう少し実質を検討する必要がありますと、そういうように裁判官は最近述べているんですね。これがかなり実務感覚に近いところじゃないかなというふうに私は思います。

こういう考え方を背景にしているのだと思いますけれども、実際実務においては、特別な事情がない限り、養育費の終期は二十歳、二十歳に達する日の属する月までというふうにされていますし、裁判所の方で用意されている書式でも、基本的に、未成年者というような記載ではなく、養育費については未成年者というような記載がされているところですね。

話がちょっと長くなってしまいましたけれども、二点目には、現状としてお話ししたい二点目ですが、大学に進学した後の学費の取扱いがどうなっているかという点です。

この点については、こちら、裁判官の方の資料を、六ページの方からの資料を見ていただきたいんですが、これの百三十四ページというところに大学進学後の学費の分担に関する裁判例が紹介されています、百三十四ページです。

こちらの裁判では、非監護親の方がその大学への進学について同意していたかどうか、あるいは大学への進学自体について同意していたかどうか

と、そういったことが問われているんですね。つまり、大学に進学するという点については非監護親の同意、承諾があるのであれば、それは同意があるので養育費として学費についても分担しようという点になるわけです。他方で、非監護親が進学について同意、承諾していない場合はどうなるかといいますと、実務上は、親の経歴であるとか親の収入であるとか、進路について親がどれほど関心を持っていたかであるとか、あるいはほかの兄弟姉妹はどうだったかと、そういったようなことを総合的に考慮しまして、その上で大学に子供が進学するということがこれは相当であると考えられるのであれば、その場合には学費について非監護親も養育費として分担しようというふうに考えられています。

こういったように、実質を判断しようという背景には、未成年者の五割は大学に進学していますし、専門学校等も入れれば八割が、高等学校卒業者の八割は進学しているということが背景にあるんだと思います。

ただ、今申し上げたように、総合的に考慮するというような形で判断しますと、こういった場合に大学の学費が分担されるのは正直よく分からないんですね。そうすると、基準としてはなかなか明確であるとは言いがたいですし、また、これも実務の感覚として、大学の学費というものを、非監護親が同意していないのにこれを分担してもらえないといったようなことはなかなかこれは難しいなと、ハードルが高いなと正直感じているところですね。

こういったところの背景としては、養育費を裁判所が決めるということとは、これは権利義務があるとかないとかいう判断を裁判所がするのはなく、裁判所としては、公権的な立場で裁量的に負担をさせようと、義務を課せようというもので、そうすると、そういった金銭的な債務を裁判所が積極的に課すというような場合には、かなり慎重に判断をするというところも背景にあるのかなというふうに思っています。

結論としては、進学について非監護親の同意がない場合は、学費について養育費として分担されるかどうかは予測が難しいということになると思っています。

弁護士の方の資料の百二十七ページにはあるんですが、このような指摘がされています。百二十七ページでは、子供の立場に立てば、経済的な問題のため進学できないかもしれない、そういった不安にさいなまれながら困難な受験勉強を乗り越えるというのはこれは容易ではないと、こういう指摘がされています、それは私もそのように思うところです。

次に、では、成年年齢の引下げが養育費にどのように影響を与えるのかということをやっとお話ししたいと思いますが、これも、今のお話しした現状を踏まえて二点お話ししたいと思います。

まず、養育費の終期、支払期間の終期についてお話ししたいと思います。法制審議会の最終報告書では、繰り上げるといった意見もあるといったようなお話がされていたかと思うんですが、日本弁護士連合会の方では、平成二十八年二月の意見書で、事実上、そのような成年年齢の引下げによって養育費の支払終期というものが繰り上げに直結するのではないかと、そういう疑念が拭い去れないというような指摘がされていると思うんですが、さきにお話ししましたとおり、実務においては、特別な事情がない限りは、成年に達した子供については養育費の支払を受ける対象にならないと考えているわけですので、今般成年年齢が下がると、引き下げられるということになれば、これは養育費の終期も原則十八歳になるというふうには考えることが自然だと思っています。

実際、成年年齢の引下げというのはもう見込まれる状況にあるというわけですので、養育費の終期を十八歳にしようという調停委員、裁判官はもう現れています。この点については、調査室の方から私にいただきました資料の新聞記事でもそういった、これは平成三十年五月二十六日の朝日新聞ですけれども、そのような弁護士のコメント

がありまして、これは私が実際に感じているところと同じだなというふうに思いました。したがって、成年年齢が引き下げられれば養育費の終期が早まること、これはもう避け難いというふうに思います。

どのような問題があるのかというところで、この審議の中では、既に合意された場合に、養育費の終期を成年と書いていた場合に、これが成年年齢の引下げに伴って十八歳になってしまわないかといったような質問等があったかと思うんですが、これも、この点、私余り心配していません、というのは、当時の意思を合理的に解釈すれば、それは二十歳だろうと思われると思いますので、その点は余り心配していませんし、もしもその合意が調停やあるいは審判という形であったならば、強制力があるわけですので、単純な思い込みで十八歳だというのはなかなかしんどいかなというふうには思っています。

そうではなくて、私が心配するのは、成年年齢が引き下げられるということになりましたら、そのような法改正を理由として、事情に変更があったと考えると、成年年齢の引下げに伴って養育費の終期を十八歳にしてくれと、そういった非監護親が出てくるのではないかなというふうに思うのです。あるいは、ある程度期間がたって、十八歳というのが大人だということとはもう常識になったではないかと、だから、法改正からも時間もたっているし、社会常識にもなったし、やはりこれは十八歳に引き下げてくれと、そういう話になってくるのではないかなと。

養育費というのは未成年者という話でしたけれども、未成年児、例えば五歳とか四歳で取り決めた後もずっとその金額払われるということが往々にしてありますので、五年、十年たつて、やっぱりもう今だったらこれは十八にしてほしいんだというようになことを申し出て、裁判所に言ってくる方も出てくるのではないかなと、そちらの方を私は危惧しています。

もちろん、収入の増減とか、いろいろとそう

いった事情に変更があれば、養育費についていろいろ変更してほしいというお話はあるわけですので、今申し上げたように十八歳に繰り上げてほしいというのであれば、逆に二十二歳に繰り上げてほしいということもあつたりするわけですから、なかなか、実は養育費を決めるというのは、まあ離婚に伴うことが多いと思いますが、離婚は人生のイベントとしてはかなりエネルギーを使うイベントでして、あのエネルギーをもう一度使つてやろうという気になる方はなかなかいらつしやらない。そうしますと、私の依頼者でも、養育費をまた上げてほしいんだといううな、大学に進学するのさ上げてほしいといった相談があつても、実際にそれを調停や審判まで運ぶという方は実際には少ないなど、そう思つていまして、先ほどもお話ししましたけれども、幼年期に五歳とか四歳とか決めた金額がずっと行くと、このが実は養育費であつたりするのかなと、ちよつと話が横にそれてしまいましたけれども、思つています。

いずれにしても、そういった状況ですと、成年年齢引下げ後には、いづれ裁判所の方も、そういった事情変更があつたから、養育費の終期については二十歳と決めなければならぬ十八歳に繰り上げましようという裁判例が出てきてもおかしくはないのではないかと私は思つています。

法務大臣の答弁では、そのような懸念についてはいろいろと周知を図ると、成年年齢の引下げというものが養育費の支払期間の終期を早めるものではないといったような答弁があつたと思うんですが、けれども、なかなか実務は、そのようなことは明文がないと難しいなと思われまして、そういったことを何らかの形として残しておく必要があるのではないかなというふうに思つています。二点目に、与える影響の二点目ですけれども、大学の学費のお話をしたいと思います。

こちらは、先ほどお話ししたとおり、同意があれば、それはもちろん、非監護親が同意していれば大学の学費についても分担されるわけですか

ら、その点は成年年齢の引下げというのは特に影響ないかなと思ふんですけれども、そうではなくて、非監護親の方は同意がないという場合は、これは特に夫婦間の葛藤が高い場合にはなかなかそういう連絡を取つて同意してもらうというところは難しいと思ひますけれども、そうすると、実際には同意が得られないので、じゃ、大学の学費についてはどう分担してもらうかということ、それは親の経歴とか収入とかいろいろなことを総合考慮して、これは分担してもらおうということになるわけですから。

ただ、そうはいつても、成年年齢が引き下げられれば、大学生で未成年者というカテゴリーが消えてしまふわけですね。そうすると、そもそも大学に行くというのは、これは成年になつた者が行くところなんだと、そして、おとといだつたかと思ひますけれども、参考人の回答の中にも、大学に行くというのは、本来的には自立するんだつたら、それはもう経済的にも自立して自分のお金で行くんだといううなお話があつたかと思うんですが、けれども、そういったうな社会意識というのが醸成されていきますと、結局、裁判所としても、学費というのはそれは自分で稼ぐのだといううな意識になつていくわけで、そうすると、総合考慮して学費の分担をさせるといふても、かなりそれはケースとしては限定されていくのではないかなというふうに思ひます。

したがつて、支払終期が早まるだけではなくて、大学の学費を分担するということも、これも養育費としてはなかなか難しくなつてくるんだらうなというふうに思つていふところですね。

したがつて、大学に進学するということについては、自らの力で何とかしてお金を調達するなり、あるいは監護親、つまり一人親の場合の親の方ですけれども、実際の監護をしている親がそれなりに裕福であるといった、何らかのそういう経済的な状況がないと難しいだらうと。実際、働きながら大学に通うということもできないわけではないと思ひますけれども、それで学業に集中でき

るとはとも思へません。実際、破綻して破産の相談を受けたことは一件、二件ではありません。そうすると、こういったことに対してどのように対処していくのかということが、成年年齢の引下げに伴つて、特に養育費との関係で立法政策として期待されるところではないかなというふうには思ひつていふところですね。

私の話は以上となります。御清聴ありがとうございます。

○委員長(石川博崇君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○元榮太一郎君 四人の参考人の皆様、本日は貴重な御意見、大変ありがとうございます。

早速質問してまいります。まずは水海参考人にお伺ひをいたします。

参考人の今日のお話の中でも、十五歳から十八歳は限りなく可能性があつて、環境を与えれば大きく変化する、十八歳成年となれば、それはそれで本当に必ず変化していくはずだと、力強いお話をいただきました。

そしてまた、十年前になりますが、平成二十年四月に開催された、今回の民法改正に至る法制審議会でも同じような趣旨の話をされていまして、そこでは、高校三年生を見て大人と感じられるかという質問に対して、これはあくまで感覚ですけれども、大人っぽいとは感じますね、私のイメージとしては大人っぽい子が多いと感じていますというふうな言及されていらつしやいます。具体的に、大人っぽいというのはどのようなものなのでしょう。

○参考人(水海正行君) よく今の高校生はどうですかという聞き方されるんですが、一口で高校生を語るというのは非常に難しいんです。非常に高校生というのは物すごく差がありまして、皆さんが出会つてきた高校生というところでの認識があると思ふんですけれども、私、感覚的に大人っぽ

さという話は、その中で非常に、本当に教員よりも大人っぽい感覚で行動する高校生はいます。ところが、中学生と同じだなと思うような子もいるというところで、全体的に平均してどうかという話は高校生を語るときにはできないんですが、そういう形の中で、自分での判断力、それから行動様式、それが非常に我々教員が見ても成人に近い、そういう子供は確かにいます。

そういうことの中で感覚的という言葉を使わせていただきましたが、自己管理、それもしっかりとできます、自分の意見をしっかりと持つています、そして自分の目標に向かつて努力をすることがきちつとできると、そういう生徒がいますので、それを大人っぽいという表現で発言したと思ひます。

以上です。

○元榮太一郎君 ありがとうございます。

やはり、十八歳、高校生といつても差はあるということなんですが、そういうような高校生に対して、やはりこれまでの審議の中でも、消費者被害に遭つてしまふんではないか、労働トラブルに巻き込まれてしまふんではないかということ、非常に教育ということが大事になつてくると思ひます。

社会に出ることを前提とした商業科ですと、先生の高校でもいろいろな消費者教育そして金融経済教育をされているということなんですが、普通科の学生に対してもしっかりとした教育が求められるかと思うんですが、その点、具体的にこういううな教育をすれば大人の準備になるのではないかと、いふものがあると思ひます。

○参考人(水海正行君) 今回の十八歳から選挙権のときも、特に学校では教科、科目という形で教えますが、やはりそういう環境の変化では、学校では特別な環境をつくりまして、それを教科と別に学校独自の指導をしております。

多分、したがつて、成人年齢が下がつた場合には、学校として、まあ商業科の場合にはその教科、科目の中でそれを触れるという場面があると

思うんですが、学校としては、教科、科目以外に学校として特別なそういう指導の体制を組んでいけるというように思います。

以上です。

○元榮太一郎君 ありがとうございます。

続いては、坂東参考人にお尋ねしてまいります。今日のお話の中で、高校生で成年と未成年が混在し、現場で混乱が起きるのではないかと、お話がありました。まさに坂東参考人は今大学で教鞭を執られているところで、大学というものは今まさに成年と未成年が混在している状況にあるかと思いますが、そのような大学の現場で、何か混乱というものは生じているのでしょうか。

○参考人(坂東俊矢君) 大学は、混在してはいませんが、回生が全く違う話でありますので、言わば一つのクラスの中に未成年と成年がいて同じ教育を受けているという話とは少し違うだろうとまず思います。

それからもう一つ、大学の教育と先生がなさっている高等学校の教育の大きな違いは、大学というのは今、実務教育とても重視をしておりますので、言わば現場で何かを学んでいくということができています。恐らく、成年になるということで学ばなければいけないことは、いわゆる教育という形で理解をすること、実務感覚で言わば体で理解をするということと二つと必要なのだと思います。きつと大学でやられている教育というのは、そういう観点で物事が動いているから格別の混乱が生じているのではないというふうに理解しています。

○元榮太一郎君 ありがとうございます。

あとは、遠山参考人と竹下参考人に伺ってまいります。養育費の支払終期の繰上げということは大変懸念されているところで、私も、この成年年齢と成熟年齢というものは全く別物であって、やはりそれをしっかりと、高等教育も含めて若い人たちが受けられるような環境づくりというのには必要かと思っております。

しかしながら、実務として予想されるのは、成年年齢が十八歳に引下げになれば、併せて養育費の支払終期も繰り上げられてしまうのではないかと、今までは、取り決めていない、取り決めても低額、取り決めても支払われないというこの三つのマイナスの中で、取り決めても低額というところは更に加速するのではないかと、ことだと思えます。

そこで、やはり制度設計や立法論でこの点についてしっかりと手当てをしていくということも大いに検討するべきだと思っております。現場のお二人の参考人からそれぞれ、遠山参考人は若干言及いただきましたが、お二人で、具体的にこういうような制度になれば実務としてもしっかりと養育費が確保される環境になるのではないかと、いうところの立法論や制度設計といったものをお伺いできればと思います。

○参考人(竹下博将君) 制度設計というお話でございます。やはり養育費の金額をどのようにするのかというところだと思うんですが、今は裁判所の方が金額を決めると。そして、平成十五年に裁判官たちが作った算定表というものが、ありますので、これがもう完全に定着して、これを実務は使っているわけですから、十五年前のものでして、全くアップデイトされていないと。そして、これは私が養育費の算定をずっと研究してきたから言えることなんですけれども、端的に言えば、あのときに裁判官たちが作った算定表というのは誰も再現することができません。とい

いますのは、説明が不十分であるために、この点をどう考えたのかというところが分からないところ。幾つかあるんですね。そうしますと、そういったものをアップデイトするというのもなかなか難しいわけですね。日弁連の方でも新算定表というものを提言はしましたけれども、裁判官たちが作ったものではありませんで、なかなか裁判所は採用することが難しい状況にあるのかなというふうに思っています。

やはり、遠山さんのお話にもあったと思うんで

すが、機動的にアップデイトされるような形で対応に、統計資料等の使い方も専門的にできるような方と、それから現場でどのようなものが養育費にあるのかということとを分ける程度司法の方と、そういった方が手を組んで、具体的にこういうふうな考えていくんだというものをツールとして用意しておくという必要があるのかなと。

そして、表というふうに言っていますけれども、実際には、今はもう再婚が非常に多いわけですね。再婚したらどうなるんだというところがなかなかこれは計算が難しいところなんです。そういった場合の計算はこうすればいいといったものを、端的に言えば、例えばアプリのようなものが作られて、そこにおおむね数字を入れれば分かるというようなことになれば、それもアップデイトされていけばかなりいいのかなというふうには思っています。

結局、裁判所に行かなければ分からないという状況がかなり問題ではないかなと思ったりしています。

○参考人(遠山信一郎君) 今、交通民事賠償の世界では、損害賠償の算定額については、イヤーブックとして赤本、それからツイイヤーブックとして青本というものがあります。これは、主に弁護士会の系統で作ったものを裁判所の方が言わば事実上追認していただいて、今実務で定着しています。

それと同じように、ワンイヤーは難しいかもしれませんが、スリーイヤーかフォーイヤーぐらいの算定を、裁判所の系統と、あと弁護士会の系統と、場合によってはほかに知恵のある方、実務に知恵のある団体等が関与して作っていくというところができればしめたものだなというふうには考えております。

以上です。

○元榮太一郎君 大変貴重な御意見をありがとうございます。

まだ時間がありますので、それでは坂東参考人に伺ってまいりたいと思いますが、成年年齢の引

下げについては慎重にした方がよいのではないかと、ということで、民法その他の整備が必要なのではないかと御提言をいただいておりますけれども、この点について、具体的に何かこうした方がいいとかあれば御教示いただきたいと思っております。

○参考人(坂東俊矢君) ありがとうございます。時間がなくてその部分は話をしませんでした。が、例えば、未成年者が自己決定権を行使しながらだんだんと大人になっていく仕組みというのがきつと本当は大切なんだと思います。

自己決定権の前提として、今の民法は、全ての親の同意があることを前提にお小遣いが使えるとか、そういう仕組みになっています。外国の法制の中には、それを外して、生活のために必要な契約は未成年者であっても自由にできるんだという方法で、言わば自己決定権の保障をしているという立法例もございます。私たちの国も、実は明治時代に民法を作るときに、そのどちらを採用するかということが議論になっていました。

とすると、ひよつとすると、未成年者の自立を促していくためには、その点の民法規定の議論もきちんとして上で整理をする方が、より、今議論がされているような、未成年者の方に社会に参画してもらいための民法を作ることができるのではないかと、いうふうに私は考えております。

この考え方というのは決して私固有のものではなくて、例えば、財産法の民法改正で大きな役割を果たした内田貴先生も教科書の中でそのように書かれておりますし、恐らく民法の先生方の中にも相当そこは共通の理解があるのではないかと思います。

そういったことも含めて、民法の成年年齢の改正も、順次、十八歳に向けて準備を進めていくということがより適切ではないかと考えている次第です。

○元榮太一郎君 大変ありがとうございます。

以上で終わります。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

四人の参考人の先生方、大変御苦勞さまで。

また、貴重な陳述、御説明、ありがとうございます。

まず、氷海参考人と坂東参考人にお尋ねをいたしますが、氷海参考人は、明確にこの法案、賛成というお立場でお話をいただきました。そして、十八歳、非常に、自立というんですか、資質は十分である、そういう、大変明確におっしゃいましたが、大方そうであつても、やはりそうじゃない、どちらかというと消極的というか、前向きにない十八歳、十九歳もいるかと思ひます。そういうケースも踏まえて、今回の法案作成に際しては、例えば全庁的にこの未成年、いわゆる成年になる前の未成年期間に対する対応ということでの連絡会議とか、又は消費者契約法で恋愛、就職等に対する配慮を、解約条項を入れたりとか、そんな対応をしているわけでありませう。

そういうことを含めて、こういうことがあるから法案として賛成という立場なのか、それとも、元々しっかりとどんどん賛成という立場で進めるべきなのかという、ちよつとそれについてお答えいただきたいのと、坂東参考人は慎重というお立場でしたので、慎重という意味がどういう意味なのかとは是非聞きたいという立場から、先ほど負のスパイラルということをおっしゃいましたが、これ、例えば正のスパイラルにするにはどうしたらいいのかというちよつとアドバイスもいただながら、できたら、慎重というよりもちよつとお立場をお教えたいただければ有り難いという、その質問をさせていただきます。

○参考人(氷海正行君) 今お話ありましたように、いろいろな高校生がいます。それで、成年年齢が十八になった場合のことですが、やはりいろんな十八歳がいますので、そのところで、私、十年前の委員会でもお話しさせていただいたという記憶はあるんですが、やはり学校の中でそれが同居していくということは、例えば現在の二十歳の成年年齢の方々が持つておられるいろいろなもの、例えばアルコールだとかたばこだとかいうのを含めて、そういうところについては問題が、

学校の中で存在することは、一緒にいることは問題があるという発言をさせていただいた記憶はあります。

やはり、そのところを、十八歳というエージング、成長段階の人間としては私は非常にもう大丈夫だということ、あと、そこに関わる法的ないろいろなものについては、一つ一つについては問題があるので、先ほど言ったように、そういうところが解決していくことは私も希望しております。そういうことを含めて賛成ということでありませう。

○参考人(坂東俊矢君) 慎重というので、はつきりすると、何といましようか、御指摘をいただいてありがとうございます。

率直に申し上げると、私は、今の段階ではやや反対です、率直に申し上げると。それはどうかというのと、もちろん、長い目で見たときに、国際的な標準の議論であるとか様々な課題を考えれば、十八に向けて成年年齢を下げていく努力をしなければいけないというのは、私もそう思っています。しかし、今、そうしたら、それをしたことで、先生は高校生を見ておられて十分対応できるとおっしゃっているけれども、本当にそれで大丈夫だろうか。加えて、私が申し上げたのは、その十八歳の子たちの問題だけではなくて、社会としてそれを受け入れるだけの覚悟と仕組みが本当に整備できているのだろうかというところにやはり疑問があるわけなんです。

ですので、まず先にすべきは、民法の他の条項の改正やあるいは考え方の整理、加えて、十八の子が成年になった場合に対応しなければいけない社会制度、そういったものの整備を先行させて、その上で改めて国民に十八にすることかどうかというのを問ひかける、そういう言わば段階が不可欠かなというふうに考えています。

中途半端なところで大変申し訳ないんですが、そのように考えているということでありませう。

問ひ詰めるような質問をさせていただいて恐縮です。

今、長い目では必要だろうというお話だと思ひますが、社会の覚悟が、また仕組みが必要だということですが、国民投票法ですか、十年前に引き下げるという法律を作つて、実際に施行したのはそれから七年後ということ、今回の議論をしていられるんですが、櫻井委員も、お隣の、おっしゃいました、非常に重要な成年という年齢が下がるといふことに対して、御存じのように、食べ物何とかというのがあるありますけど、そういったモリとかスパとかそういうものはつきりか議論されなくて、マスコミに出ないというのが実態であります。

ですから、そういう社会的な、まあ何というんですか、これはマスコミのせいということはないんですが、やはり事の質として、本来はもうこれだけ議論しているわけですし、もう先月からは衆議院でもしっかりと議論している、はつきり言つて、マスコミがそれなりにこの重要性というのを認識していただいて国民の皆様と一緒に議論すれば、かなりこの二、三か月というのはある意味で理解が、また議論が進んだ時期だと思ひます。けれども、それでもなかなか恐らく言葉に出て、マスコミに出てきませんので、そういう意味では、今回、一つの法律を採択するという一つの時期に來たわけでありませうので、やや反対ということだけどもやはり必要だという、恐らく参考人もお悩みの中での議論だと思ひますけど、ちよつとこれ、質問がちよつときついかもしれないんですけど、じゃ、どうしたら、どういうタイミングでできちんとしたその結論を、法律的な結論を出すべきかという、そういう条件というんですかね、をどんなふうにお考えでしょうか。

○参考人(坂東俊矢君) 今回の議論は民法の改正なんです。例えば個別の、労働を幾つからできるかとかいう、そういう個別法の議論ではないです。民法というのは、やっぱりこの国の取引と契約を仕切る、変な言い方ですが、基本法です。

そういう基本法の改正の議論ですから、先生方も大変御努力いただいて、いろいろきつと社会の中の議論をつくつていただいているとは思ひますが、基本法の改正である以上、少なくとも多くの国民が、なるほどね、そういう改正がなされたら社会がこうなるよね、その結果、私はこういう関わりがあるよねというところくらいまでは認識ができることが不可欠であつて、現在の様々な世論調査などを見ると、今の民法で構わないという、まあ年齢に関しては、御意見の方がまだ圧倒的に多い状況の下では、それを強引に進めるといふことが本当にいいのかなというのは、やはり民法の研究者として疑問を持たざるを得ないということなんです。

○若松謙維君 今の大方は民法を、現在の、現行の民法というんですか、恐らく踏襲すべきだということかと思ひます。

それでは、遠山参考人と竹下参考人にお尋ねをさせていただきますが、済みません、先ほどの負のスパイラル、これは遠山参考人、私も昭和五十三年、中央大学の商学部ですけど、卒業でございます。大変親しみを感ずるんですが。

お二人とも特に強調されている養育費ということ、私も実は前回のこの法務委員会、特に養育費について取り上げてさせていただきました。そういう点で両参考人にお尋ねをさせていただきますが、その前に、この養育費の質問をする前に、今おっしゃつた遠山参考人の負のスパイラルですか、これはやはり、物事を決めて法律作つても、本当に良くなる場合もあるし、悪くなる場合もあるし、何も変わらない場合もあるんですけど、負のスパイラルをおっしゃっているというところは、やはり正のスパイラルにすべきだという恐らく強いメッセージじゃないかと思ひます。

それでは、じゃ、正のスパイラルに今回の法律改正をするにはどういったところが足りなくて、またどういったところをしつかりすればなっていくのか、それについてアドバイスいただければと

思います。

○参考人(遠山信一郎君) ちよつと長い話になるかも知れませんが、私がすごく若い頃に、新聞報道で、北海道の方で母子家庭のお母さんが餓死した事件が報道されたんです。それはとてもショッキングで、若い弁護士だった僕もすごく関心持ったんですが、この方が亡くなった要素は、一つは別れた亭主がしっかり養育費を払っていないかったこと、それとよるべきサポーターをしてくれる親戚、親族がいなかったこと、そして生活保護の窓口規制を受けてしまったこと。そこで、彼女はもう生きる希望を失って、食事もちゃんと取らないようになって、最後はいわゆる衰弱死になる。その衰弱死になろうとしていたお母さん見て、子供たちが近所の人たちに、お母さんが死にそうだって駆け込んだので物事が発覚して、それで当時とても大きな社会問題になったということがあったんですね。

私、結構これずっと心に刻んでいる案件でございまして、結局、人が貧困の中で死んでいくというときに、逆に考えたときに、もし亭主がしっかり養育費払っていたら死ななかつたよねという気もするし、窓口規制をした生活保護の人たちがもうちよつと優しくしてくれば死ななかつたよねと思うし、金持ちのお父さんとかおじさんがいたらやつぱり助かったかもしれない。だから、困窮するというのはとても多様な要素でなる。この負のスパイラルをつくったときには、その因果関係というよりは、一つの引き金になるのではないかというふうにつくりました。

だから、竹下参考人のおっしゃっているとおりで、放っておくと実務は十八の方に取れんと思います。そうすると、やはり養育費の支払総額は減るでしょう。だから、それに対して代替的な措置として、例えば国が何ができるんですかとかいう政策を立案してもらうことによって貧困クライシスを少しでも回避できたというのが私の考えでございます。

で、具体的な政策については行政と国会による

しくお願いします。

○参考人(竹下博将君) 今のお話でよろしいんですか。

○若松謙維君 はい、失礼しました。今の遠山参考人からの負のスパイラルというお話で、何かボールがこちらにいたいたような感じなんですけれども。

じゃ、養育費という観点からもう一度説明させていただきたいんですが、ちよつと離婚、未成年のときの離婚が年二十万人なんという記事もございました。当然、養育費の減少というんですか、これは非常に大きな問題だと思います。実は、昨年の衆議院選挙のときに、我が党としては、教育費の負担軽減ということで強く打ち出しまして、経済的な理由で大学に行けない人に対していわゆる給付付きの奨学金制度とか導入して、そのための来年の消費税の一〇％アップということになるわけですが、そういう制度設計もしているんですが、お二人のお話を聞いていて、特に竹下参考人は、いや、大学生は成年というお話をされました。そうすると、結局、親の責任というのにはある意味では、いわゆる義務的な責任というのには少なくなると。かつ、十八、十九の子供たち、十八歳、十九歳のいわゆる人たちは、若年ですか、というのは、ある意味で自立、自主の機会が拡大すると。

こういうバランスの中で、この養育費ですか、これは子供の立場からすればやつぱり下げてほしいくない。是非、それは社会的にも、また、やつぱり弁護士というのは当然弁護士ですから、恐らく夫が、例えばですよ、一般的には夫側に付くという話になるでしょうし、そこは、何と下げるんですか、もう関わる人のやつぱり社会的な規範というか人間性が求められるところだと思っ

何か時間が過ぎちゃったので、是非この養育費をやつぱり下げないという一つの意思というのをこの委員会でも共有すべきじゃないかと思ひますが、ちよつと時間がないので、お二人、結論的な

お話をいただければと思うんですけども。

○委員長(石川博崇君) それでは、簡潔に。

○参考人(遠山信一郎君) 子供の貧困問題を捉えるときに、子の養育費の問題というのは、決定的な因果関係があるわけじゃないけれども、やつぱり大きな要因である。だから、形式的な成年ラインをベースにした養育費の算定ではなくて、より実質に即した算定を目指すように、先ほど言いましたけれども、家庭裁判所を充実させて、弁護士会も絡んで、そういう言わばガイドライン若しくはソフトローを作っていたかどうかというのを是非国会の方で宣言していただけるととても大きな一歩になるんじゃないかなというふうに考えております。

○参考人(竹下博将君) 養育費については、これは非監護親であっても支払うという社会意識が私はそれほど醸成し切れていないのではないかなというふうに思っているところです。

ですので、まずそこを意識させる必要があるというところと、あと、最終的には裁判所というところになるんですが、金額の判断は裁判所、執行するのは裁判所だけれども、なかなか手間の割には回収が難しいと。端的に言って、司法に頼る割には司法が脆弱というふうに思っていますので、この点は是非設計をしていただきたいなというところだと思ひます。

○若松謙維君 ありがとうございます。

○櫻井充君 国民民主党・新緑風会の櫻井充で

今日は、四人の参考人の皆さんから貴重な意見陳述いただきました、本当にありがとうございます。

まず、水海参考人にお伺いしたいと思ひますが、ちよつとこの法案ではありませんが、少年法の改正について。もし仮にこれを通っていく場合に皆さん心配されているのは、少年法の年齢が二十歳から十八に引き下げられるのではないのかと、そういう心配されている方が随分いらっしゃるかと。仮にこれ、十八歳に引き下げられるとい

うことについては、賛成でしょうか、反対でしょうか。

○参考人(水海正行君) 余り深くそこまで考えたことないんですが、今の段階でそれを引き下げるということは私自身反対ですね。

○櫻井充君 ありがとうございます。

多分、何というんですか、立ち直るきっかけをもう少し与えていくという意味合いでいうとそうするべきだと、私もそう思っています。

先ほど、高校生がしっかりしていますよという話をいただきましたが、うちの子供も今年の四月に高校卒業しましたが、私、親ばかかもしれませんが、ちゃんとしっかりしていると、そう思ひます。それから、実は大学一年生の学生さんが今日は傍聴に来てくださっていますけれども、彼も、高校時代話をしましたが、非常にしっかりしていて、そういう意味合いでは、十八歳に引き下げるということについて考えていかなきゃいけないことだと、そう思っているんです。

ただ、一方で、成人になったら意識が変わるんだと先ほど水海参考人から話がありましたが、本当に成人になったら意識変わるものではないのか。私の自分の経験から申し上げれば、二十歳になって成人を迎えたんですと言われても特に意識は変わらなかったんで、本当に十八歳で、あなたが成人を迎えたんですよと言ったら、意識変わるものではないのか。

○参考人(水海正行君) この時点で意識が変わったかという判断は非常に難しいと思ひますが、自覚は深まると思ひます。

○櫻井充君 ありがとうございます。

もう一点、非常にばらつきが多いというお話がありました。確かにそうだと思うんですが、いろんな考え方が多いというところは、本当にそこまですり下げて大丈夫なんだろうかという点にもつながるのではないかとと思ひますが、この点についてはいかがですか。

○参考人(水海正行君) その件につきましては、

例えば二十歳でも同じことではないかなと私は考えております、ばらつきという点についてはですね。
以上です。

○櫻井充君 ありがとうございます。

確かに二十歳でもばらつきはあると思います。そのばらつきの程度が、十八歳のばらつきと二十歳のばらつきとどのぐらいの差があるかというところに多分一番問題があるんだと思いますが、今の点について坂東参考人にお伺いしたいと思いますが、二十歳でも多分ばらつきはあるんです。そうすると、二十歳と、それを十八歳に引き下げることとの、その大きな差というのはどうあるとお考えでしょうか。

逆に言うと、先ほど大学で学んでいくという話がありました、うちの息子は今年大学卒業して社会人になりましたけど、二十歳を迎えて大きく変わった点は、その日から酒を飲み始めました。でも、大人になったと本当に感じたのは社会人になってからでして、きちんと朝起きて会社に行っていますが。そこら辺のところは、意識の改革というのは、成人を迎えたから変わるとかいうことは若干違うような気がするんですが、大学にいた中で、本当に二十歳になるところのこの二年間で、学生さんたちには非常に申し訳ないんですが、本当に大きな成長を遂げるんだらうかと、そういうことも考えるんですが、いかがでしょうか。

○参考人(坂東俊矢君) 私は、二年間で随分成長していると思っています。

先ほど申し上げたように、京都の大学に來たばかりで、親と一緒に、どこに下宿していいのかわからなくて、契約とは何かもちっと理解しないまま、でも何とか下宿を始めた学生たち、二年後には自分で自分に適切な下宿をきちんと理由を説明して見付けてきます。それはなぜかという、その二年間で、きつと大学の勉強というよりも、仲間とか、あるいは今まで高校生として家庭と学校だけの世界が中心に回っていたところ

ろが、人間関係が出てくる、新しいサークルの中で先輩との関係も出てくる、そういう人間関係が広がる中で、物事に対する判断にどういうことを考えなければいけないかということ、二年間で随分レッスンしていると思います。
したがって、その二年間というのはやっぱり貴重なものと思っております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

うちの子も、自宅を離れてから物すごくしつかりしたと思うんです、自分で料理するようにもなりました。

一方で、自宅から通ったそういう経験をすればいいので、そうすると、その点でいったら、済みません、こんなこと言って大変申し訳ないんですが、成長する成長しないはその環境によつて違ってくるのであって、今の先生のお話は、独り暮らしをした子のことについて随分述べられていたような感じがします。

それはそれとして、もう一点お伺いしたいことがあるんですが、先生は、十八歳選挙権については賛成でしょうか、反対でしょうか。

○参考人(坂東俊矢君) 賛成です。

○櫻井充君 今回の引下げの理由については、十八歳選挙権が大きなきつかけになってきています。ですから、この十八歳選挙権が、十八歳に選挙権が引き下げられたので成人年齢も引き下げよう、これ趣旨説明でそういうふうになされていて、私は違和感を感じているんです。別に、それだから引き下げるのかどうかという話はちよつと違うような感じがしているんです。

ですから、今も先生は、十八歳選挙権は賛成だけれど民法の改正については慎重であるべきだというお話ですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○参考人(坂東俊矢君) 選挙権を行使するという法律的な価値と、例えば民法の成年年齢というのは、もちろん養育費の問題とか様々なところに広がりますが、基本的には取引や契約に関する自己決定権どこまで保障するかという問題だと思いま

す。とすると、そこで問われている法律的な価値というのは同一のレベルにある話ではありませんが、政策的な決定として選挙権を若い人にどう渡すかというのはとても重要な判断だと思いますが、それが直ちに契約や取引に関わる自立と直結するとは私には思えません。

○櫻井充君 ありがとうございます。

そうすると、今回の法案の趣旨説明というのは、やっぱり、何というんでしょうか、ちよつとおかしいなと、そういうふうにも思われますか。

○参考人(坂東俊矢君) おかしいなと私が言っているのかどうか、ちよつとはばかられるところではあります、いわゆる選挙権の年齢が十八になったのだから取引に関わる判断も十八でできるはずだというのは論理の飛躍があると思います。

○櫻井充君 ありがとうございます。

それでは、遠山参考人にお伺いしたいと思いますが、もし養育費の問題が解決されれば、これは民法の改正には賛成という立場になるんでしょうか。

○参考人(遠山信一郎君) 私は反対していません。

簡単に言いますと、成年年齢というのは単なる形式ラインだと思います。これを実質に伴った後に動かすのか、ラインをちよつと動かしてそれに実質を伴うように努力するのかという後先の問題じゃないかなと思っております。だから、問題点があるんだつたらそれを是正すればいいというふうにも思っているものから、こういった問題点がありますよということを提起させていただきましたという立場です。

○櫻井充君 分かりました。

そうすると、今のこういう問題をちゃんと解決してくださいねと、そういうお立場だということではよろしいんでしょうか。

○参考人(遠山信一郎君) 結構です。

○櫻井充君 ありがとうございます。

あわせて、竹下参考人も同じような趣旨の発言をされていました。竹下参考人は、もしこの養育

費の問題が解決されれば、民法の改正については賛成、若しくは今も賛成なのかもしれないが、そのお立場をちよつと教えていただければと思います。

○参考人(竹下博将君) 私は、現段階では時期としては早いという意味では反対になります。

というのは、今の大学生は、少なくとも私が学生だったのは二十年前ですけれども、と比べてもかなり若い。それは親の教育の問題もあるうかとは思いますが、親が受験に付いてくる、それから出欠について親が通知を受け取る、そういったことを求める親がたくさんいる。このような状況で子供を自立させるというのは、それはちよつと無理があるのではないかとというのが一点と。

もう一点はかなり深刻な問題だと思っているんですが、十八歳になったことをターゲットとする消費者被害というのは、これは必ず起こると思います。私は、被害者側というよりは加害者側の代理人になることが少なくなつたりはしますけれども、彼らは本当によく考えてどうかつに法の隙間をつこうとしています。そういった人たちが簡単に餌食になるようなことをそんなに簡単にやりましようと言っているのかというのは、かなり難しい問題があるのではないかとこのうふうには思っています。

ただ、成年年齢の引下げ自体は国としてのメッセージだということもありますので、最終的には国として判断することだろうとは思っています。

○櫻井充君 ありがとうございます。

今度十八歳に成人年齢が引き下げられれば、自ら十八歳で交渉権を得ることになるんだらうと、そう思います。交渉することができ、契約なりなんなりですけれども。

例えばの話ですが、養育費について、十八歳までは親同士の話合いになると思いますが、十八歳以降は、今度はその子供さんと、それから離婚した先の旦那さんになるのかお母さんになるのか分かりませんが、その方と例えば交渉するような形

にすると、新しいやり方が生まれてくるんじゃないのかなと、先ほど参考人の先生方から話をいただいたときに感じたことなんですが、こういうことは非現実的でしょうか。

○委員長(石川博崇君) これはどなたに。

○櫻井充君 あつ、済みません、竹下参考人と、それから遠山参考人にお伺いしたいと思ひます。

○参考人(遠山信一郎君) 櫻井先生、さすが、すばらしいアイデアだというふうに思ひます。

実は、私、参考人って二回目なのですが、来るときに、仲間内のいろんな連中に、何かおまえらの意見があつたら僕に言いなさいとまず集めてくれるんですが、その中で、おっしゃるとおりで、十八になりました、大人になりましたということになれば、じゃ、お父さんと、私医者になりたいから医学部の学費出してよとか、それから、普通に大学の学費出してよという交渉をできるじゃないですか。だから、その場で頑張ればいいんじゃないかという問題点がやっぱり出てきました。

問題は、あとはそういう交渉力が十八ぐらいまでに培われているかというところ、それを何とか力付けることをやっぱりケアしなくちゃいけないねという問題と、あと、そういうときは、場合によつてはお母さんに代理人になつてもらつて、別に代理人頼むの構わないですから、だからお母さんに代理人になつてもらつてやってもいいし、二人でやってもいいしということになりますので、その意味ではちよつと面白い展開になると思ひます。

それについては、新しい展開なので、いろんな知恵を出していくと、結構、何とかな、予測の付かないような物語が展開するかなというのが、私の、済みません、これは感想でございます。

○参考人(竹下博将君) まず一点目なんですけれども、親子といつても、成年に達してしまつと、生活水準を同程度にするという生活保持義務ではなくて、余裕があるのであれば親として子供に多

少援助しようという生活扶助義務というものが変わるのではないかとように思われるのの一点。

それから、家庭問題は交渉だけで話が済むのかといふと、様々な家庭があると思ひますけれども、遺産分割であつたりとか夫婦問題を取り扱ふ機会が多いと、本当にこれはどこにもめているのがよく分からないなど、非常にエネルギーを使うけれども、小さいことでつまづいたりして単なる交渉と言ひ切れない難しい問題があるのではないかなということ、それから、やはり親子の間にも葛藤というのがありますので、やはりこの点を抜きにして簡単に交渉というのは難しいのかなど。

結論としては、かなり難しい交渉だなと思ひます。

○櫻井充君 ありがとうございます。

難しい交渉は、多分、もし両親がそろつていて、家庭の中でも同じような議論は起るんじゃないかと思ひます。

例えば、年収が四百万円以下の家庭ですと、親が希望して大学に行つてほしいと思つていて、家計でどのぐらいかというところ、四〇%ぐらいです。一方で、一千万を超えている家庭だと、大学、大学院合わせると九〇%を超えています。ですから、貧困家庭の中であつて、交渉事と大げさに言つと違うかもしれないけれど、自分の希望を親に言つて、あとは、実現してもらえるかどうかというのとは、本人の熱意であつたりとか、親が、じゃ、ここまで能力ありそうだからとかいう判断になつていくので、今のところ難しいことは今の御答弁よく分かりましたが、でも、ある種の考え方を覚えてやつていくことが必要なのではないのかなと、ちよつと今日はそう思ひまして、あとは現実的になるかどうか、これからまた勉強させていただきたいと思ひます。

今日は本当に勉強になりました。四人の参考人の皆さん、どうもありがとうございます。

○有田芳生君 立憲民主党、民友会の有田芳生で

す。

氷海参考人以下四人の方にそれぞれお聞きをします。

作家の三田誠広さんに「僕って何」という作品がありましたけれども、二十歳から十八歳に成年を引き下げるといふのは、今日もお話しになつてゐるとおり、自立とは何か、大人とは何か、成熟とは何かという問題だといふふうに思ひます。非常に抽象的なんですけれども、しかし、具体的に、じゃ一体何が大人なのか、成熟なのか、そのはつきりしたメルクマール、指標というのはないと思ひますよね。だけど、それぞれ具体的に明らかにしていくことが非常に大事だと思ひます。ですから、参考人の方々は、これが自立だ、大人なんだということが分かれば、どうお考えになつてゐるのかということをお聞きをしたい。

例えば、坂東参考人でしたら、徐々に大人になる仕組みという表現されておりますけれども、徐々に大人にといふのはどうお考えになつてゐるのか。

私はどういふ立場で皆さんにお聞きをするかというところ、竹下参考人が先ほどお話しになつたように、非常に今の十八歳前後といふのは幼い。私の問題関心といふのは消費者被害、特に悪徳商法の、被害者はもちろんですけれども、加害者の方をずっと調べてくると、毎年、十八歳、十九歳、二百四十万人ぐらいが彼らのターゲットになつてくる。赤子の手をひねるような、本当に集団的に様々な知能を尽くした方法で引つかけてくるという、物すごく危惧をしてゐるんですよ。

だから、そういう意味では、十八歳になることに非常に心配を抱いてゐるといふ立場なんですけれども、皆さん方のお考えで、成熟、大人といふものを、抽象論ではなくて、どのようなことができれば大人、成熟、自立といふふうにお考えなのか、それぞれまずお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○参考人(氷海正行君) 私が常日頃生徒に言つて

いることは、大人に向けての教育、高校は特にそういうところだと思ひます。よく言つてゐる言葉が、そのときその場でどのような行動が適切か自分で考へて実践できる能力、それをしっかりと身に付けようといふことを生徒には話しております。もう少しかみ砕きますと、自己管理がまずできる、それから目標をしっかりと持つて、今現在生きている中の目標が持つて、それに向かつて自分で考へて、準備ができて向かえる、そういうイメージで私は思つております。そこがしっかりとできると、かなり生活力、今の教育界では生きる力と言つておりますが、その力に近づくんではないかなと考へております。

以上です。

○参考人(坂東俊矢君) 今先生が言われたことともそれは共通しますが、とにかくまずは自分で判断ができるというのが基盤になると思ひます。その上で、大人の判断といふのは、自分が分からないことを分からないと認識できる力だと私は思ひます。

例えば、悪質商法などの問題も典型ですけれども、要するに、何か分からないけど契約をしてしまつて被害に遭うといふところが大きいわけで、そこで立ち止まるセンス、おかしいなと思ふセンス、それを自然に身に付けているといふことがとても大切なことと思ひます。

そのためには何が重要かといふと、分からないときに周りの人に素直に尋ねることができると、もちろんそれは程度によりますが、そこまでのこの経験が積み重なつて、きつと大人になるんだと思ひます。

ただ、気を付けなければいけないのは、それで百点取るとは、私もいまだにできていません。ですので、百点の能力でもないことも気を付けなければいけないと思ひます。

○参考人(遠山信一郎君) とても良い質問です。一つは、社会で生きていく力という点でいくと、かつて経済産業省で、社会的基礎力というこ

とで結構幾つもの要件を世間に流して、例えば、一緒に共同して何か目的ができるとか、こう書いてあります。

私は、有田先生の問いに対して、抽象的に答えて申し訳ないのですが、結局、人間が生まれて死んでいく過程の中で、自分ファースト、つまり利己から他利へ移行するという過程の中で、人間として初めは利己的なもの、でも、成熟するうちに、要するに他人のことを考えるようになる。で、他利といつても全く全面的に他利にはなれないから、要するに自己の利益を守る、自利と他利のバランスが少しずつで上がつていく過程の中で、どこかで線を引くんだらうなと思っています。

ゆえに、有田先生の問いに対して、例えば十分に、四十、五十過ぎてても子供のやつは山ほどいる、若くてもとても他利心が強くて立派なやつもいる、だから、線引きは、やっぱりみんながこんなところだよなというふうな、そこそこ納得できる、できれば合理的な科学的な根拠のあるところ、で引けはいいのかなと思っています。

その点で、十八と二十でそれほど大きな、何というかな、階段でいえば段差があるのかというと、今のところそういう段差は感じてはおりませんという感想でございます。

○参考人(竹下博将君) 私は、大人になるということは、私であればこうするというような考えができるようになることだと思つていまして、要するに、知識の積み重ねや吸収だけではなくて、単にこうすればよいというふうに言われたことを実践するのではなくて、私であればこうすることだことだと。そうすると、そのような者になるためには、これは失敗に学ぶということになるんだと思ふんですね。成功からは、それをすればよいということしか学べませんが、失敗からは、私であればこうするということが学べると思っています。

したがって、失敗事例を様々なケースについてたくさん考えるという機会を持つことによって、具体的に、私であればこうするんだ、こういうふうには防衛するんだということを考え、またそれを

話し合えば大人になっていくのではないかなというふうに私は考えています。

以上です。

○有田芳生君 水海参考人にお聞きをしたんですけど、消費教育はこれからもずっとつと強調していかないといけないんですが、同時に、文科省が将来的に考えている自立教育、幼稚園の段階から、学習指導要領などをこれから変えていくという方向で動いているんだけれども、実際、例えば明治、大正、昭和、平成と来て、具体的に言えば、大正から昭和の初めにかけてのいわゆる教養主義、当時の若い人たちが例えば阿部次郎の「三太郎の日記」なんというの普通に読んでいた時代から比べると、今はやはりどうなんだろうかと危惧を持たざるを得ないような思いがあるんですけど、先生から見ても、自立教育というところを考えた場合に、何が最も求められている課題なんでしょうか。

○参考人(水海正行君) 自立教育の中の一つとして、やはり、私自身が考えているのはお金に対する教育、これは大事だと思つて、本校でも、三年卒業するときに、金融教育と言っておりますが、特別な講座を設けて三年生に指導をしております。

日本の場合には、お金のことは余り口に出さないという文化がありますが、私個人では、非常に自立していく中で、お金に対する考え方、いろいろな考え方がありますけれども、お金というものの位置付けですね、自分の生活の中の、自立していく中の、それについての教育はやっぱり徹底してやっていこうと思っています。学校でもやっていきます。

それで、これから、指導要領というのは十年ごとに変わりまして、あと二年後にまた変わるんですが、日本の教育の中で、やはり、昔文部省、今文科省ですが、世の中の動きを見ながら変えていきますよね。私ずっと四十六年間やっていまして、見事に日本の子供は変わっています、そのとおりに。本堂見事だと思ひます。

最初に、知識重視、偏差値教育と言われた時代があります。私が就職した頃、昭和四十七年がその真つただ中、受験戦争という言葉もありまして。それから次に、ゆとり教育という形で動いてきて、ゆとり教育で育つた子供たちが今社会に出てきているというふうなことが世間でも言われました。そういう中で、今は、生きる力、自立、そこに今重点を置いております。そういう中で、必ず、私のこれは感想ですが、子供たちはそのようになつていくと思います。その中で今私が強調したのは、金銭、お金に対する教育というのはもつとやるべきだということに思っています。

以上です。

○有田芳生君 とても関心のある御指摘なんです、ちよつと具体的に、そのお金教育というのはどういうことをやっていらいしやるのかを教えてくださいいただけますでしょうか。

○参考人(水海正行君) やはり、直接、ネットが今ありますので、それで買物するだとか、そういうところに、先ほどもありましたように、隙間を縫つていろんな商法がありますので、それにだまされないように。こういうことが現実あるんだという話ですね、それが中心です。

以上です。

○有田芳生君 今のお話につながつて、坂東参考人以下お三人にお聞きをしたいんですけども、私ずっとすごいなと思つていて、東京、それから今では甲子園でもあるんでしょうか、キツザニア、子供たちが職業体験をできるということ、そこで、遊びみたいなものだけれども、そこで働けば給料が出るというふうなことを含めて、小さい子供たちからお金教育がなされている。

これ、民間がやっているわけですけども、そういう試みというのは、子供たちだけではなく、もつとも日本社会で広がっている工夫しなければいけないというふうに思っているんですけども、言ってみれば大人版キツザニア、キツザニアという言葉は変なんだけれども、大人版のそういう試みというのは何かお考えあります

でしょうか。

特に坂東参考人は大学で教えていらつしやいますから、大学生に向けていろんな注意とか、そういうものをなさつていたら教えたいたきたいというふうに思っています。あるいは、京都産大だけではなく、京都ではこういうことをやっているんだということを、もしお知りになつていければ教えてください。

○参考人(坂東俊矢君) 先生方も御存じのとおり、今の大学教育というのは机の上だけの学問ではありません。エクスターンシップであるとか様々な仕組みを使つて、言わば仕事の現場に向つて自分の学んできたものを経験をするといったことが、昔は就職前の短期間だけに開講されていましたが、今はもう大学に入つた途端からそういった教育を受けることができます。もちろんこれは教育の枠組みの中でやっている一定の範囲で、例えばお金をそこをいってというレベルではありませんが、しかし少なくとも、そこで仕事ができるようになるものを自分の体で感じて学ぶことができます。

したがって、今、ほぼ大学ではそういうのが通常の科目になっているということを考えますと、そういったものをもつと社会的に認識をされて活用されるということは、有田先生御指摘のとおりで必要なことかなと思ひます。

○参考人(遠山信一郎君) 紹介できるエピソードとしては、私は世にいうロースクールの先生なものですから、学生たちはみんなとうが立っています。そういう状況の中で、うちの学生たちがつくっているサークルが、法教育サークルをつくつています。有志が集まつて、中学とか高校、こういったところで、要するに、法律若しくは説明や、それから模擬裁判とかいう形で、若いうちから法に対する知識若しくは関心を持つてもらふことによつて自立できる若者になつてもらふというふうなことをやっています。

だから、それは多分、弁護士会とか、それから法務省もやっている法教育という一つのプログラ

ムをたまたまうちの学生たちが自分たちの部活でやっていきますということなので、そういった部活が全国津々浦々の大学とか、それからロースクールでできると、草の根運動のような形で、要するに、若年層に法の支配の感覚が浸透していくかなという気がしますというのが先生の問いに対する一つのお答えです。

○参考人(竹下博将君) キツザニア大人版といいますが、結局、楽しんでやらなければ、なかなか積極的に自らやらなければ身に付けにくいところがあるのかなというふうに思うわけですけど、そうすると、娯楽の中にそういったものがどのように見出せるのかと思うんですが、仕事について、それが銀行員であろうと弁護士であろうと様々な仕事があつて、様々なドラマであつたりとか、あるいは小説であるとか、あるいは漫画であつてもいいと思うんですけど、その辺りを綿密に、ちよつとディテールの甘いものも結構あつたりしますので、そういったところがもう少し職業人として、仕事として、その楽しさをもつと見出せるような娯楽が、ただ、これは余り国からという感じがなくて、民間がということだと思ふんですが、そういったものが提供されれば、それはやはり面白いと思うんですね。

私も仕事柄、様々な職業の方と出会うことがありますがけれども、仕事に関係するところでそういった話を聞くだけでもやはり相当面白いと感じているところですので、そういった面白さをどのように民間の方々がそれを活用できるのかというところにあるのかなというふうに私は思います。

以上です。

○有田芳生君 ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。今日は、四人の先生方、どうも本当にありがとうございます。

まず、坂東参考人にお尋ねしたいと思うんですけど、今日も様々な角度から問題が掘り下げられているわけですが、参考人の御専門である消

費者法の分野、あるいは遠山、竹下両参考人から厳しく出ています親の監護義務や子の養育費などに関わつて、ちよつと端的に要約してしまえば、大学生で成年と、大学生は皆成年と、これは学費は自己責任と、そういう社会になっていくのではないかと。その下で、十八歳で独立したんだということ、自ら交渉力を持つて、典型的にはこれ、親の關係が破綻している場合ですね、その非監護親に対する交渉を自ら行い、その責任は自分で負わざるを得ないと。そうした社会モデルといいますが、ということがシビアナ形で示されてもいるのかなと思うんですが。

坂東参考人が、自己決定を通して徐々に大人になる仕組みとしての未成年者保護法理、こうしたものとして現行民法の考え方を示しておられること、とても私は胸に落ちるものがあるんですけど、でも、そのお立場から、今日話題になっている諸問題についてどのようなお考えか。この成年年齢が十八歳に引き下げられるとすればどんなリスク、危険があると考えられるかはいかがでしょうか。

○参考人(坂東俊矢君) 大学生になった途端に、例えば経済的なところやあるいは契約に関わるものも全て自己決定の範囲内に任せていいのか、あるいは、自分の将来に関わる教育に関わる費用は基本的に自分ですべて支弁するのが当然であるといったような社会で本当によいのかということについては、私はとても大きな疑問があります。

やつぱり先ほどの、何といひましようか、養育費の先生方から御指摘のあつた問題も、言わば大学で勉強することについてどういう援助を、仮に別れたとしても、親がしていくのかということと、ところが現場では問われ続けているわけですね。だとすると、そこに関する手当てというのは、社会が健全に発展していくためには必要な話なんだと思います。

いずれにしても、ある段階で、階段上るみたいなのに、ここからは大人だよねということを言わざるを得ないのは事実だと思ひます。しかし、それは、それまでの社会的経験や現実のいろんな問題

に直面したことの無い高校生から大学生になる瞬間にそれを求めるのは、やはり無理があると思ひます。

したがつて、徐々に大人になると言ひましたが、とりわけ私は大学生になってから、先生は二十歳まだあれだとおっしゃつたけれども、二十歳になるまでの二年間に、実際の様々な契約を一人で経験するという場面が様々なことを現実には学んでいくという経緯があつて、その部分の価値を小さく見てはいけなひではないかと思ひます。

○仁比聡平君 ありがとうございます。

もう一問、坂東参考人に、今のお話したいだいて、その徐々に大人になる仕組みというものを、講学上といひますか、法律学の考え方について、以前は行為無能力制度というふう呼び習わしておつて、戦前は、妻とそれから子、未成年者はこれは無能力者だという考え方だつたわけですね。民法の条文そのものは以来変わつてはならないんですけど、坂東先生にお示しいただいて、この徐々に大人になる仕組みと、そして、その大人になる仕組みの言わば援助者というんでしょうか補助者というんでしょうか、その親権者を法定代理人として、この、親権者に係らして、今、先生や、それから先ほど内田先生のお名前も出ましたけれども、現在の民法学会の中ではどんな考え方になっているのかという点についてお話しただけですか。

○参考人(坂東俊矢君) まず一つあるのは、先生も十分御存じのとおり、現在、制限行為能力者制度という制度になっていて、そこには未成年者も含めて四類型あるということですね。ただ、被後見人と被後見人と被補助人は家庭裁判所の審判を必要としています。それまでフルの能力を持つていた方を、言わば家庭裁判所の審判で限定するという仕組みです。

ところが、未成年者という概念は、先ほど申し上げたように全ての人が経験する言わばものです。そこはかなり違つていて、フルだった方を家庭裁判所で制限するという仕組みと、それと、今

からフルにしていくためにどういふように法律は関与するか、同じ制限行為者の中でもそこで求められている形は相当違うんだらうなと、まず私は思ひます。それが一点です。

それから、二点目の御質問では、要するに、親権者の関与ということだけで民法の今考えている未成年者の自立に向けたものが十分かどうかということにつながつている御質問だと思ひますが、現在、もちろんこういふ議論がなされるようになって、例えば、現の国民生活センターの理事長をされている松本恒雄先生であるとか、あるいは東京大学の大村先生であるとか、いわゆる代表的な民法の先生方が、その部分について客観的に評価できる方法はないだらうか。

つまり、親の同意ということになるとなかなか外から見えて見えない、例えば、先ほどの話でいへば、親は小遣い使つていいよと言つたんですけど、私などは、仮に小遣い五万円もらつていたとしても、そんなもたないかもしれないんですけど、五万円で高い毛皮のコートを買つたということとは親がそもそも想定していない。小遣いとしての使い道の枠というのがきつとそこにあるんだと思ひますが、その基準というものはある意味では曖昧です。曖昧ですので、できたらもう少し分かりやすい規定がないだらうか。加えて、従来の無能力者から制限行為能力者という流れの中で、そこでは後見人としての親の関与をもう少し小さくしてもいいんじゃないだらうかという話は、民法の先生方の中でも議論がなされていると思ひます。

とりわけ、成年被後見人ですらという言ひ方がいいかどうかは別に、日常生活に関わる契約は後見人の同意を得なくてもできるわけですね。だとすると、そこで導入されたアイデアを未成年者のところまで何とか使う道はないだらうかというところまでいくと、多くの先生方が類推適用していいんじゃないかというところまでは学会レベルでは来ていますが、先ほど、実務の現実まで行くと、それはまだまだ議論の途上だと思ひます。

です、この点に関する民法改正などについてもやはりある段階で議論し、並行して成年年齢の引下げできると本来であればいいのになという思いが少しあります。

○仁比聡平君 ありがとうございます。

遠山参考人、竹下参考人にお尋ねしたいと思うんですが、まず、遠山先生、法務大臣が、この国会での答弁で、十八歳という年齢について、大人の入口に立ったと言えだけの成熟度という答弁をしているんです。大人の入口に立ったというその意味がどういう意味ですかというのが一つの議論にもちろんなるわけですが、これは、養育費の概念でいう未成熟子か、それともそうではない成熟した人かということかというと、まだ成熟していないということなんだと思うんですが、未成熟子という概念はそもそもどういう人のことをいうのか、どういう子のことを未成熟子というのか。

それから、十八歳に成年年齢が引き下げられれば、十八歳になった後も、例えば大学卒業までという、二十二歳という、ここまでが未成熟と見るべきではないのかという議論があるんじゃないかと思うんですが、この十八歳からその未成熟子である間の子に対する養育費の支払の法的な根拠、これ、竹下先生からは、先ほど、生活保持義務であるものが扶助義務に変わってしまうのではないかとという趣旨の御発言もありましたが、遠山先生はどのようにお考えでしょう。

○参考人 遠山信一郎君 まず、こちら辺の問題は、ベースは扶養ということになると思います。扶養というのは、例えば親子関係、夫婦関係で内容が違ってくるものですが、基本的に家族の共同体の中で扶養し合うというのがベースにあつて、それが親子とかそれから夫婦とかという関係性の中で内容が変わっていくものなのかというふうに考えています、私の、済みません、参考人陳述書骨子の図二のところに、当時、先生と同じようなことをいろいろ思いを巡らせたときに作った表なんです、これが、図、養育費支払義務の終期というところなんです。そこで、未成年って何

といったら、年齢を基準とした形式的概念。それから、未成熟って何といったら、自活不能を基準とした実質的概念。だから、自活することが実質的に不能だよねという人が未成熟な人。未成年というの、ありていに言えば、法律で決めたラインで決まるだけのことというふうに考えています。

だから、十八が未成熟なの、成熟なのというのは、答えとしては、成熟な人もいれば未成熟な人もいっている言い方しか絶対でないと思えます。それを、十八を、言わば、ほぼ等号とは言いませんが、イコールとは言いませんが、成熟というふうに判断することは、これはむしろ、怒られちゃうかもしれないけど、ナンセンスだと思えます。

○仁比聡平君 竹下先生にも同じ問いと、あわせて、先ほど来、平成十五年の算定表のアップ・ツリー・デートとか、あるいは、遠山参考人からは、交通事故の場合の赤本、青本に匹敵するような基準化といいますが、そうした御提案もあったんですけども、その実現可能性ですね、現実の家庭裁判所の今の組織体制だったり、それからあるいは調停あるいは審判などで実務家である弁護士、士、皆さんが経験される現実の家庭裁判所の機能というのを考えたときに、その実現可能性というの、これは本当にあるのかと。これは本当の大仕事じゃないかと。この法案の施行期間の間にそれが実現できるといふふうな見通しをお持ちになれるかどうか、併せてちょっと、竹下先生、いかがでしょう。

○参考人 竹下博将君 まず、一点目の未成熟子のお話なんですけれども、なかなかこれは本人の能力だけで実は決めていないところもあるのではないかとこのように思っています、結局、大学に進学するというのが許されるというのか、あるいはそうすべきというのか、そういうような環境にあれば未成熟子と考えてよいというような場合もあつたりします、そうすると、本人の能力だけで本当に決めていいのかということも

あつたりして、かなり曖昧な概念なのではないかなというふうに思っています。

結局、ここはケース・バイ・ケースで裁判所が判断していくところで、基準も分らないので、結局は未成年者になっているのが実態ではないのかなというふうに思っています。

二つ目の、養育費をアップ・デートにするとか、あるいは交通事故の例をというふうなお話で実現可能性をいうことでしたが、私もそこは不思議に思っています、交通事故の場合は、保険会社と交渉する際の基準、裁判所に弁護士が付いたときの交渉する基準、裁判所が最終的に判断する場合の金額、全部違っていることがあると思うんですけれども、今は全て同じなんです、養育費については。

これはかなり乱暴だと思つていまして、裁判所が実際に判断をすること、かなりやめていっているのではないかと思つていまして、私も算定表というものを日弁連で作るときに関わつて、いろいろと様々な判断が裁判所で行われているのを読んでいますけれども、正直、裁判所としてはこの問題に触れたくないのではないかなと感じているところです。論理的な批判を算定表の提言ではしましたが、その批判に応えようとする理由というものを私はちょっとほとんど見たことがありません。誤解されているものはあつたりはしますけれども、したがつて、そうすると、裁判所としてはかなり後ろ向きなんだと思つていたんですが、報道によれば、最高裁判所は司法研究としてこの点を研究すると、どうやら一年程度で研究をするということですので、変わる可能性は、実現可能性はそこに出てくるのかなというふうに思っています。

ただ、実際には、それが出れば、今の算定表にそれが取つて代わるだけになるような気がします、それで、柔軟に幾つかの基準を定めるという意味では、いろいろとこれからも日弁連としてもやつていくことであつたりとか、行政が考えるということもあるのかなとは思っています。

○仁比聡平君 氷海参考人、最後、ちょっと短いです、以前、法制審に平成二十年に御意見述べられたときに、正直言つて民法を考へて高校の現場で教育はしていませんと、校則のことは考えるけれども、だけれども、民法のことを考へて教育はしていませんというお話をされているんですが、それは変わったという感じがしますか。

○参考人(氷海正行君) そのときの発言は、民法がつてすごく深くたくさんいろいろな法律的なことがありますが、そのところまで深く考へていないという意見ですね、それは。

やはり、民法の今の問いに関して、それよりも、あのときからもう十年たつていますので、随分と民法についてもいろいろと私の方も勉強というか耳に入つてきて考へていますので、考へていませんという話は、教育現場は常に民法を裏付けて教育はしていませんという言い方なんです。したがつて、考へていないというよりは、ちよつと誤解かもしれませんが、いろいろな面で当然入つてきていますので、答えとしては、考へてはいまふという答えになりますかね。

○仁比聡平君 ありがとうございます。

○石井苗子君 ありがとうございます。日本維新の会の石井苗子です。

四人の参考人の方々、ありがとうございます。貴重な御伝授をいただきました。長時間、私たちはこの民法、十八歳成年年齢引下げについて議論してきたつもりでございましたけれども、今日お話を聞いておきますと、私にも少し誤解があつたかなと思ひました。

事実上、この民法改正というのは基本法の改正であつて、商法も含めて大きな基本法の改正なんだと。それは、契約について中心と書かれているかもしれないが、個別法の議論をやっているのではないんだという御意見がありまして、私たちは、特に私は、ああそうかと。この長時間、特に養育費の未払の問題とか悪質商法からどう子供を守るかとということ、そういう話をしてきたんですが、それは個別法の議論をしている

んじやなくて、民法が改正したら個々にどれくらい
の関わり合いがあるのかを考えるのは国民の義
務である、国民が民法に沿って考えるべきなん
であると。

昨日、私は一千二百人ぐらい女子が集まるとこ
ろでこの話をしたら、自分が個々にどこに関わり
合いがあるのかということだけしか考えていない
わけでごいまして、十八歳で投票をすることが
できる、ああいいんじゃないの、関係ない、別
にうちの娘や息子がそれで罰せられるわけじゃな
いと。今度は、十八歳で悪質な商法がという
と。今度は、親権が外れるのが十八歳になるがどうか
となると、今度は急に、養育費をそれで払わな
くてよくなるんならそっちの方がいいという再婚し
た女性と、うちの子供に対してそれは、夫と別れ
ることになったら、それはやっぱり二十二歳ぐら
いまで払ってもらいたいというような、とにかく
関わり合いといったら自分の個人の意見になっ
てしまうんだなと思ったんです。

そこで難しさが発生しているんだと思うん
だけれども、選挙権が十八歳になったのだから成人
年齢は十八歳だと、これが国からのメッセージと
して国民は受け止めるべきであって、そこから社
会と教育を、三年ありますが変えていくと、これ
が正しいのか。これ、賛成する方は正しいと言
う方が多いと思いますが、そうではなくて、今改正
はやめて教育や社会のインフラがそろうまで待
つ、それが、三年ではなくて何年先に改正する
から心得よというメッセージを国は出すのが正しい
のか。

これは、それぞれの御参考人の方々が、私が考
えることじゃないとおっしゃられるかもしれませ
んけれども、是非お聞きしたいと思います。よろ
しくお願ひいたします。

○委員長(石川博崇君) これは全員の参考人の方
でいいですか。

○石井苗子君 はい、お願いいたします。

○参考人(氷海正行君) 今の非常に学校現場とし

てはかなり大きな課題なんです、我々としてしま
しては、預かっている子供たちをどのように捉え
て、成人年齢を下げるときにそれをどう考えるか
という立場でお話をさせていただいていますの
で、そういう形の中で、私は十八歳から下げて
やっていくことに賛成をし、疑問を持っていな
いという答えになってしまっていますね。

○参考人(坂東俊矢君) 今、石井先生が言ってい
ただいたことはそれぞれもつともだと思いま
す。ただ、個々の人々からすると、自分の生活に
関わる部分でどんな影響があるんだろうというふ
うに考える。ただ、先ほども申し上げたように、
民法を変えるということは、社会の仕組みを変え
る大きなものですから、その結果、私たちが生活
する社会の形ってどう変わるんだろうという視点
からも物事を考えていく必要があるんだと思いま
す。

法制審で一定の結論が実は出ていました。その
一定の結論が出てから十年以上の時間が経過しま
したが、大変私も民法の学者として反省しなきゃ
いけないけれども、その十年間でその法制審の議
論を前提にどういう準備をしなければいけなかつ
たかということについては、やや、私の反省も含
めてできていなかったと思います。この間、それ
に向けてどういう施策が必要かということを本
に真剣に社会として議論してきたか、それを国民
やあるいはその世代の若い人たちに伝えてきたか
というところについては、私も率直に反省しなけ
ればいけない。とすると、その努力を一度してみ
る必要があるのではないかとというのが私の思いで
あります。

○参考人(遠山信一郎君) この参考人になるのは
実は一週間前に決まったんですが、事務局から膨
大な、臆戦になるほどの資料を送ってもらいま
した。その中で新聞記事等もいっぱい入ってい
まして、読んで思ったのは、おおよそなんです
が、一番の関心事が、要するに少年法の年齢との関連
と、あと消費者被害をどのように防ぐかという

ところに結構ストレスがあつたな、フォーカスが
あつたなと思つたんです。だからゆえに、若干私
は、ちよつと扶養の問題もあるんだよという感じ
で出させていた。

石井先生のおっしゃるとおりで、この成年ライ
ンを少し引き下げることによって当然弊害があり
ますよね。それをどのように解除するか、解消す
るかということについては、もしこの法案がこの
まま通っていくのであれば、いただいた資料だと
平成三十四年の四月一日の施行予定と書いてある
から、この時間の中で一体その弊害と想定される
ものの手当てができるかということになると思
います。

私とたまたま竹下参考人は子供の貧困の問題と
か扶養の問題をちよつと取り上げましたので、そ
れについてはこの時間の中に、私は家庭裁判所に
エールを送っていました、家庭裁判所を充実させ
て、新しいガイドラインなりソフトローを作つて
ほしいというふうに思っています。だから、ここ
ら辺は、もし施行の日までこれぐらいの時間があ
り、若しくは、場合によってはこれを少しずらす
なりして、その期間に弊害を解消する施策を言わ
ば多少義務付けることによって対応するのがいい
かなというふうに、ちよつと先生の問いをいた
いて考えた次第です。

○参考人(竹下博将君) 十八歳に引き下げるとい
うことは、これは国のメッセージだと思ふん
です、これに正しいとか誤りとかは恐らくないの
ではないかなと正直思っております。

ただ、十八歳に引き下げるのであれば、それは
様々な準備というものがあろうとは思いますが、
ハードランディングから、かなり準備として
はソフトランディングまであると思うんですけれ
ども、まだまだハードランディングではないかな
と思つてお話をした次第でして、つまり、ソフト
ランディングにすると様々な準備ができますので
悪影響を減らせるわけですが、十八歳に引き下
げたときに、恐らくかなりの人たちが被害なり問題
に直面するだろうと。

そういうこぼれ落ちる人たちをどのように拾
上げて、かつ、失敗した者を失敗者と決め付け
るのではなくて、どのように更生する道を残すか
と。逆に、国としてそのようなメッセージを発
するということ、まさに国としてどれほどの覚悟
を持つて臨むのかということになるかと思いま
す。で、そういうところをこれからどのようにケ
アするのかという意味で、私たちが頑張ってい
たいなと、こういうふうに思つた次第です。

○石井苗子君 ありがとうございます。

根本的に、今御参考人の方々から教えていた
いたことを踏まえて、まず、氷海参考人の方に
伺いたします。

賛成ということですので、日体大の柏高校は、
三年生を対象にクレジットカードやローンの仕組
みについて授業をされております。これは、高校
を卒業しても二十歳になるまでは取り消すこと
ができるんですよという前提で授業を行つていら
っしゃいます。この高校三年生の中に今度は成年
が交じることになるわけですから、これからは、高
校二年生までに今度は単独で契約ができるよう
に教育する必要もあります、単独で契約ができ
ようになるといふことを、もう決めたんだから、
国のメッセージが発生しているんだから
ねという教育をしていくことになりそうです。

日々高校生と接していらっしゃるその御実感
から、先ほど、環境が整えば学生は非常に熱心
に励むという心強い言葉いただいたんですが、例
えばスポーツ、例えば難関の大学を突破して合格
すると、これは世の中に、例えば成績が発表され
たり何人合格したというふうに表示されていく、非
常に正の、やる気を出せばやっただけ、大変明
くってうれしいニュースですけども、何人の生徒
がクレジットカードの悪徳商売に引っかかりまし
た、この高校のランキングとか、この高校は何
人教育したにもかかわらず、こんなに、三十人も
四十人も十八歳になったら引つつかつてしまいま
したという、業績とこれ言わないだろうと思ふん

すけれども、これ発表するなんということは絶対にないと思いますし。

そうすると、高校三年生で単独に、先ほどありましたように、成年だけれども、未成熟な年齢の男女が悪徳な商法に引っかかるかというようにするための教育、あるいは誰が守るのかというようになことを踏まえた上で、一人前に契約ができる能力を果たして身に付けることができるでしょうかという、大変きついな質問かもしれませんが、水海参考人にお答えいただきたいんですが。

○参考人(水海正行君) できるといいう切りはできないと思うんですが、先ほどお話ししましたように、高校という環境であれば十分に教育をすることは可能であると。

今現在も、高校には定時制高校というのがありまして、成人とともに生活している。私も四年間定時制高校に勤務したことがあるんですが、そこでやっぱり成人等含めて学校の中で生活をしているというのが今でも実際あるわけです。そういう中で生活している中で、できると言い切るのには難しいですけど、私は可能であるというように考えております。

以上です。

○石井苗子君 ありがとうございます。

私は、文科省が学校での消費者教育に力を入れるというふうに、それこそ力を込めて文科省はおっしゃっているんですけども、今の学校制度の下で文科省が音頭を取って全国の学校に真剣に取り組みようというふうに言った場合は、これ各学校の校長先生のやる気次第ではないかなと思っておりますけれども、時間がなくなってしまうので、そう思っているということをつか言おうかなと思っておりますが、坂東参考人にお伺いします。

私動めているところで、ネットのゲームを何百万もクレジットカードで使ってしまった、オンラインゲームとかデジタルコンテンツ、本当に、十萬、二十万じゃないんですよ、何百万というのを購入してしまうというパーシエントがいるわけな

んでですね。これ十代であつて、これから今度十八になれば、成年だけれども、法律的には、未成熟であるわけですね。こういう自分をコントロールする能力に欠けているという、完全な行動能力がないということですね。

これは認めない方がいいと思うんですけども、十八歳、十九歳でこのような契約をするのと取り消されなくなってしまうことなんですけど、今後、未成年者に利用限度額を設けているという事業者もありますけれども、若年層の成年者にもその年齢に応じた段階的な利用限度額といいますが、私の勝手な言い方ですが、利用限度額を設けるという必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(坂東俊矢君) 簡潔に二つ御説明します。

一つは、今先生のおっしゃったネットゲームの問題というのは、十八、十九どころか、小学生、中学生の被害というのが現実問題となっていて、ネットの中での年齢詐称の問題も含めて実はとても大きな消費者問題になっている。とりわけそれは、いわゆる児童と呼ばれる人たちに對してどういう手当てをしていくのか、取引の場面での課題があつて、そこは私たちの社会ではまだ何も合意ができていないというふうに私は考えています。ですから、児童をどう考えていくかというのも一つ大きな課題として残っています。

二つ目のポイントとして、要は、その十八、十九という人たちが未成熟だけれども契約をしてしまうので、その部分についての手当てというのを考えなければいけないのではないかな。私もそう思います。これは既に河上先生がここで話したになったと思いますが、消費者委員会も若年成年という概念をつくって、その中に一定の法律的手当てをしてはどうかという提案をされています。あの提案の中で検討すべき課題というのは私は多々あるのではないかなというふうに思っていて、先ほど徐々に大人になっていくと言いましたが、大人になっても徐々に、様々な、本当に順にたどり着

いていくといましようか、そういうことを法律の中に何かの形で組み込んでおかなければいけないというふうに私も思っています。

○石井苗子君 ありがとうございます。終わります。

○糸数慶子君 沖縄の風、糸数慶子です。

参考人の皆様には、貴重なお話を伺うことができ、大変感謝を申し上げます。

私の方からも幾つか質問をさせていただきます。

まず、坂東参考人に御質問いたします。

対政府質疑といいますが、今、日本では、消費者が事業者に比べて非常に弱い立場にあり、被害の救済を得にくい状況にあると思います。それは、消費者が事業者に比べて情報量や交渉力において不利であり、因果関係を立証しにくいということもあるわけですが、根本的な原因としては、欧米に比べて、日本では積極的な自らの権利、そしてそれを主張し利益を確保するといういわゆる自立性を伸ばす教育が根付いていないため、泣き寝入りしやすいという国民性というのか、そのような特性があるのではないかな。

そういう環境の下で、本来行政が積極的に関与して消費者を保護していかなければならないところですが、逆に、成年年齢を引き下げて、十八、十九歳の若年者に対する保護を失わせるというのは、更なる被害者を増やすこととなるのではないかと、これまで繰り返し指摘をしております。

政府は、社会の扉を開くと大変ポジティブにおっしゃっていますが、財政的な裏付けも十分な周知もないなど、懸念を払拭するだけの根拠は示されておられません。これでは逆に犯罪被害への扉を開いてしまうことになりかねないと、大変懸念をしております。そのことについて、坂東参考人の御見解をお伺いします。

○参考人(坂東俊矢君) 先生から御指摘いただいたことに私も同感をいたします。

つい先週ですか、私、アメリカの消費者法をどう教えるかという学会に四日間ほど行っていました。その学会でアメリカの先生方がおっしゃっていたことは何かというと、いやね、消費者法を教えるということとは二つだよと、一つはあなたにどんな権利があるかということ、もう一つは、二つ目はその権利をどう使ったら具体化できるのかということ、を教えることだよ。もちろん、アメリカという国は、我が国と違ってやや個人が権利を主張しなければ社会が成り立たないという場であるのも事実ではありますが、しかし、その権利を教えるということの意味は、あなたにはこんなカタログの権利があるよだけでは駄目ですよ。したがって、社会人向けの消費者教育の現場では、具体的な問題を出して、弁護士と一緒に相談に乗りながら、それを実現するためにどんな証拠が必要で、どういうところに相談に行つて援助してもらったらいのかということ、あんなるほどこな、権利を教えるというのはそういうことなんだなというのを感じて帰ってきたばかりでございます。

一方、日本では、これはもう三年ぐらい前でしようか、インターナショナルスクールで、アメリカの消費者の権利に関する映画がある先生がお作りになって、それをみんなで学生さんたちと一緒に見た経験がございます。そのとき学生さんが何言ったか。インターナショナルスクールの学生ですから、海外経験のある大変優秀な、そういう子たちですけれども、その子たちがこの映画を見て、消費者の権利というのがいかに社会にとって大切だということはよく分かった。ただ、もし自分が被害に遭ったときに、そうしたら、どこまで言っているの、声をどうやって上げたらいの。例えば、一歩間違つたら何か社会から声のどかい変なやつだと見られるよね。先生、要するに、権利を教えるだけじゃなくて、どういうやり方をしたらいいか教えてくださないと私に言われて、私は、弁護士しているくせにうんとうなつて、そ

これは難しい問題だねというふうに答えてしまった
恥ずかしい経験がございます。

つまり、私たちはまだ、その権利というものを
どう行使していくかということについて、それこ
そ高校や中学でちゃんと習っていないし、裏を
返すと、ちゃんと自分の権利を主張するためには
どんな準備をしなきゃいけないかというところも
知りません。それをきちんと教えるという仕組み
を機能させていくことによって、実は今議論して
いるような、先生方が御議論しているようなこと
が実現に向かって動き出すのではないかと考え
ております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

そういう意味では、本当に時間を掛けて教育を
する、そして、今おっしゃったように、その権
利、与えられた権利をどう使うか、これは日本の
教育の中で欠けているところではないかというふ
うに実感いたします。

それでは、竹下参考人にお伺いをいたします。
まず、成年年齢の引下げは、養育費支払期間の
終期を繰り上げ、大学等の学費の分担を限定する
ということでしたが、そもそも養育費について
は、十分な金額が確保される仕組みは今整って
いるのでしょうか。

○参考人(竹下博将君) 結論から申し上げます
と、金額は低いという御指摘もあったとおり、ま
ず仕組みとしては整っていません。

具体的に申し上げますと、養育費については、
理念上生活保持義務ということで、非監護親の生
活水準と同程度の生活水準を子供に確保するとい
うことになってはいるんですけど、また、民
法は七百六十六条一項改正されました、子の監護
に関する費用については、要する費用について
は、分担について子の利益を最も優先して考慮す
るということになってはいるんですけど、実
務では先ほど来申し上げている算定表というのが
使われていて、じゃ、その算定表の中ではど
のように子供を取り扱っているかといいますと、
大小問題様々あるんですけど、簡単に言え

ば、算定表の中では、子供については住居費は一
切与えないということになっております。した
がって、子供が何人いるか、あるいは子供が何歳
かといったことは一切算定表の中では住居費につ
いては考慮されないということになっております。
無関心なですね。

裁判官であった方も、子供に住居費が必要なの
かと、私は子供部屋などで必要だとは思ったり
するんですけど、というようなことをおっ
しゃって、実は子供について非常に冷たい現
場があるんですね。

そうしますと、養育費というのは収入に応じて
決まるものですから、例えば一人親家庭で、一人
親の方が例えば病気などのために収入がないとい
うことになり、もちろん収入がないわけ
すから住居費も捻出しようがないんですが、子供
の住居費はそもそも考えないことになっていま
すので、そうすると、養育費が幾ら与えられても子
供は住居費がないので、これはもう低額に決まっ
ているんですね。したがって、仕組み上格差が必
ず生じるようになっていきますので、このような仕
組みを変えない限りは養育費が十分に確保される
ことにはならないのではないかとというふうに私は
思っています。

○糸数慶子君 では、養育費は、事情の変更があ
れば、金額を増減したり、それから終期を変動し
たりするということでしたが、実務においては子
供の成長に伴う養育費の変動はどのように取り扱
われるのでしょうか。

○参考人(竹下博将君) 先ほど少しお話しして
きたところではあるんですけど、事情に変更
があると、再婚したとか進学したとか病気になっ
たとか、様々な事情に変更があった場合には、も
う一度話し合って、金額についてあるいは支払時
期について決め直しましょうという制度にはなっ
ております。

ただ、話し合いができない場合には、調停なり審
判なり家庭裁判所を利用するということになるわ
けですけども、そうはいっても、まず、事情が

変更あったよということを非監護親に伝えない
と、そもそも知らないわけですから、知らない者
に義務を課するというのはかなり厳しいところでは
あるので、実は知らせないというといった養育費の
変動というのは起こらないですね。したがっ
て、遂にその間に養育費は変動しませんが、
ずっとそのままになってしまおうと。

そして、先ほど来、養育費については、未就学
児の段階で決めてもそのままずっと金額は同じで
やっていきますというようにお話をしたかと思うん
ですが、これは、先ほどもお話ししましたが、結
局、改めて調停やしましょうということになると
コストが掛かります、弁護士費用が掛かります。
ただ、実際には得られるところはそんなに養育費
では多くないので、弁護士報酬の負担は大きい、
手間は掛かります。調停になれば、一月に一回弱
ぐらいの頻度で毎回二、三時間、二時間強ぐらい
ですかね、拘束されて、そういったような負担を
しなければならぬ。そして、エネルギーの負担
は多大なものでして、相手の意見をいろいろと聞
かされるというのはかなり苦痛であることが多い
ようですので、そうすると、なかなか実際には、
事情の変更があっても養育費の変更というのは難
しいのかなというふうに思っています。

○糸数慶子君 ありがとうございます。
それでは、ちょっと時間がありますので、前回
政府の方にも伺ったわけですけど、この改正
案、これは実際には、先ほど話がありましたけ
れども、この民法の成年年齢の引下げの施行方法
に関する意見募集、パブリックコメント、その結
果では、消費者教育など、それから消費者保護施
策の効果が生じること、そして成年年齢が引き下
がることを社会全体に浸透させるためには相当長
期の周知期間が必要であるということなんです
が、三年より長い周知期間、それから、具体的に
は周知期間は五年程度とすべきとの意見もあり、
周知期間は五年より長い期間とすべきというふう
な意見もあるわけですけど、これまでも出てまい
りましたが、消費者委員会成年年齢引下げ対応検

討ワーキング・グループなどから、先ほどのこの
パブリックコメントでは、少なくとも五年間は周
知期間を設定すべきという意見が多く寄せられて
いるというふうになっておりますけれど、そのこ
とに関しまして坂東先生に改めてお伺いいたしま
す。坂東参考人に伺います。

○参考人(坂東俊矢君) 周知期間を一定の期間置
かなければいけない、もし今決めるのであれば
というのは全く同感であります。

ただ、周知期間の中で何をするのかというのが
とても大きな問題かと思えます。具体的な課題、
今日のお話でも出てまいりましたが、それをどう
解決していくのかという、何といたしましうか、
道のり表といまじうか、そういったものが見
える形で提示されることが不可欠かと思いま
す。

大変失礼な言い方になるかもしれないけれど
も、これ、河上先生も二日前におっしゃっていた
ような気がしますが、消費者契約法は附帯決議で
見直しを五年以内にやるといふものが明示され
ていました。しかし、消費者契約法の見直しは実際
に開始されたのは施行から十年以上たってからに
なりました。そういった形にも民法でなってい
まうと、それはとても残念なことだと思いま
す。

ということは、裏を返せば、その具体的な施行
に至るまでの間のプログラムをどうやって見える
形で提起し、具体化していくかということまで
踏み込んで議論をしていただくと大変有り難い
なと思えます。

○糸数慶子君 時間が参りましたので終わりたい
と思います。ありがとうございます。

○山口和之君 無所属の山口和之と申します。
ありがとうございます、今日は。

自分は四月生まれなんです。年齢で区切ると
すると、高校二年終わってからすぐに、三年生に
なった瞬間にもう十八歳ということ、あんな大
人だと言われる立場だったんですけど、自分
分の年齢で区切るのではなくて、ある程度の担保

をしてから大人としてくれというふうに思うんですけれども、もし自分が当時だったらそう思うんですよ。氷海先生の方から、何とかなるというふうにおっしゃってくださいますけれども、確かに自分は運動部でしたから、体力だけは自信があつたんですが、東京に來た瞬間に引つかりましたから、田舎に住んでいて。

そうすると、先ほど坂東先生や竹下先生の方から、例えば坂東先生の場合は、ゆつくりと大人になる階段があるんだという話、準備期間があると、それから竹下先生の方からは、経験がその一つの大きなステップになつていくんだという話があるんですけど、大学に行く人も、親のところに住んでいる方も、一人で暮らす人も、地方にいる人も、東京にいる人も、環境が全然違うんですね。その環境が全然違うところでステップを踏んでいって、それが準備されていと言われても、担保になるのかというのがちよつと心配なんですけれども、坂東先生と竹下先生にお伺いしたい。

○参考人(坂東俊矢君) 先ほど申し上げましたが、もちろんです、全ての若者がその担保の中で我々が期待するような大人になることはあり得ないと思います。また、御指摘のとおりで、私も徳島の田舎におりましたが、あつ、そんなこと言っちゃいけないのかな、田舎におりましたので、前半カットで、田舎におりましたので、いまだにこの年になつても、東京へ出てくると、いつも行く場所以外はとて怖いです。それはそのとおりでして、つまり、裏を返せば、全ての方が納得できる形の成年年齢を決めることはできません。したがつて、私は、基本的には国民の意識でこれは判断すべきものだと思つています。

ただ、そこで気を付けなければならぬのは、にもかかわらず、やっぱりある経験を積んで、大人としての考え方を一度はイメージの中に思つて考える時間だけは何とか確保してほしいなと思います。それと実際の世の中の動きとが合わないこともあるでしょう。東京で流れる時間と高校でいたところの場所で流れている時間はきつと違う

んだと思います。でも、それも含めて、やはり自分で、さあ大人になるってどういうことなんだろう、それから、先ほど最後に九州大学の先生の話をしましたが、そのときに自分がこういう大人になりたいなという人に社会で一度会うことができる、その時間を何とか確保して、その上で大人になつてほしいなと私は思います。

○参考人(竹下博將君) 御指摘のとおりだと思います。環境も違えば本人の特質、資質というものも違つたりしますので、どのような準備であつたりとかしても、結局担保というものはかなり難しいというふうに思います。

ただ、できる限りの担保はすべきであることは間違いないと思つておられますけれども、そうしますと、社会として、先ほど私の話としては、結局、失敗をしたことをみんなで考えるということとは本人にとつても周りにとつてもというふうなお話をしたつもりだったんですが、そういう機会、実は余り日本社会はないのではないかなと。

つまり、成功したことについて語つてそれを羨ましがるといふことはあつても、失敗したことを自ら語り、それをどうすればよかったかといううなことを話し合う機会、実は余りないのではないかとこのうに思つていまして、私も相談を受けていく中でこうすればよかったという話をすると、そんなことは今まで考えたこともないし、誰からも聞いたことないし、考える機会もなかったと。

そうすると、せめて学校で、失敗した場合にどういうふうなことを考えていけばいいのかというのを話し合う機会を持っていただければ、それがそれから先学んでいく機会になるのではないかなと。その失敗を語れる社会に是非していただきたいなというふうに思つています。

○山口和之君 経験しなくても、失敗を例に、同じこと、同じ轍を踏まないぞという意味でそれは重要だと、確かにそう思います。

海外に行っちゃう人も、高校卒業して行く人もいますよね。日本国民として海外に出ていった

り、高校を出てから行く人もたくさんいるし、これからどんどん増えていくというふうに考えるんですけれども、そういうことも考えると、先ほど坂東先生の方で、いづれは十八歳というふうな、ただちよつと準備が足りないぞということだと思つておられますけれども、いづれは十八歳でよろしいんではないかと、一応確認したいんですが。

○参考人(坂東俊矢君) 世界の成年年齢の標準が十八であるというところは事実だと思いますので、その点を全く勘案しなくていいとは思いません。しかし、何度も申し上げるように、世界の成年年齢が十八であるから日本が十八に今すぐしなければいけないという話でもないという、非常に、済みません、曖昧な答えで申し訳あります。

○山口和之君 そこでなんですけれども、これは確認されている先生方だけで結構なんですけれども、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の工程表に示された施策があるんですけど、これを全部行へばある程度担保できるぞというふうに思われるかどうかをちよつと教えていただきたいんですけれども、これは拳手でお願ひしたいと思つてます。どなたというわけではなく。

○委員長(石川博崇君) どなたがお答えされますでしょうか。

人、それから専門学校に行く人、専門職大学に行く人、いろいろもうそこで教育しようとしてもなかなか難しいと考えると、やっぱり高校卒業するまでにいろいろやっていかなきゃいけないのかな、担保していかなければ、もし十八歳にするんだあればですね。そう考えたときに、高校を半端なものにしないで、親に面倒を見てもらいながら高校に行くわけですから、成人への責任、保障として、高校卒業するまで義務教育化したらどうだというふうにも思つておられますけれども、その点について、氷海先生、坂東先生、遠山先生、竹下先生をお願いします。

○参考人(氷海正行君) とても面白い考えだと思います。高校は今、私学は建学の精神、あと公立は文部科学省の指導要領に沿つての近い教育、それぞれあります。しかし、今の高校は、パーセントでいえば九五%以上高校に進学してきますので、ある意味義務化になつていと思つてます。

○参考人(坂東俊矢君) 高校を義務教育化するということはちよつと考えたことがなかったのですが、信があるんですけど、いづれにしても、その高校でどういう教育をするんだということ、とりわけ、先生のお言葉を借りると、生きるための教育として何があなただということを社会に明示をして、恐らく多くの国民の皆さんにそのことを理解していただくことがとても大切なのかな、だからそこが義務教育なんだというふうになつていかなければ少し唐突感があるかなという気は少しだけあります。

○参考人(遠山信一郎君) そうですね。私は、高校の教育までではなくて、大学の教育までできれば無償化という方には実は関心があります。御存じのとおり、欧米では、欧米というよりはヨーロッパ、イギリス以外のところは、何と云つたつて学費ないですよ。だから、自分で勉強して道を開くという道が開かれていまして、義務というよりはハードルを低く入りやすくしてあげるといふ政策の方がいいかなというふうに思つています。

それと、併せてちょっと余計なことを言いますと、あれ、人間にとって必要なことは全部幼稚園で教わるよという本が大ヒットしましたよね。私、子育てしていたときにそれを読みながらやっていたんですが。だから、そういう意味では、大人だ、階段だっているあるのですが、一番人間のコアの部分は大体、幼稚園とかあいうこのろでしっかりと、人を傷つけちゃいけないとか人のことを思いやるとかというところで大分根っこができて、その根っこさえできれば、それにだんだん表層的に組み合わせて、時間の中でやっていくてゆっくり大人になるときに、階段のステップとしては十八段なの、十九段なの、二十段なのという問題だと思っているんです。

だから、十八段にするというのであれば、やはりそれに見合うケアの施策をしつかりやっていただくということになると思うし、先生がおっしゃった幾つかのアクションプログラムがあるみたいですので、最終的には、坂東先生が言うとおりに、国民でのコンセンサスとかコミュニケーションがしっかりとできるように、さらに、国の方もそういうコミュニケーションやコンセンサスができるように努力しなくちゃいけないよねということは間違いないことだというふうに思っております。

○参考人(竹下博将君) 無償化という点でいえば、高等学校を無償化して通うという点ではすごく賛成できるんですけども、義務教育化まですることについては、私、引きこもりの問題とかも取り組んだりしているんですけども、ドロップアウトする方も必ず出てくるわけで、そういった方を更に義務化して通わせるということについては私はちゅうちょを覚えますので、直ちに賛成はちょっと難しいかなと正直思います。

以上です。

○山口和之君 最後ですので、言い足りないことあるいは反論等ありましたら、挙手をお願いします。

○委員長(石川博崇君) 御発言を希望される参考

人の方、どうぞ。

○参考人(竹下博将君) ありがとうございます。養育費のお話はしてきましたけれども、本当に問題が山積みでして、遠山さんの図の中にあるとおりですけども、是非これは積極的に取り組んでいただいて、せめて十八歳までは養育費をできる限りちゃんとした金額が必ず払われるという仕組みを是非つくっていただきたい。ここ日本は、家族、家計で教育費を賄ってきたにもかかわらず、ここが脆弱なままに進むという社会には何とかならないように、ここを整備していただきたいと強く強く思いますので、この点をお願いしたいと思います。

あともう一点、国民にメッセージというところであれば、やはり何といっても周知の中で、様々な方法があると思うんですけども、様々な手段、SNSも利用して、使われるようなSNSを利用して是非浸透していただきたい。要するに、十八歳になって成年になったんだけど、全然分からなくて弁護士の仕事が増えるようなことは控えていただければなというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長(石川博崇君) はか、御発言でございます。でしょうか。

○山口和之君 どうもありがとうございます。

○委員長(石川博崇君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

本日は、長時間にわたりまして御出席を賜り、貴重な御意見を参考人の先生方いただきました。心より感謝を申し上げます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

平成三十年六月二十八日印刷

平成三十年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P